



萬葉集古義

三上地

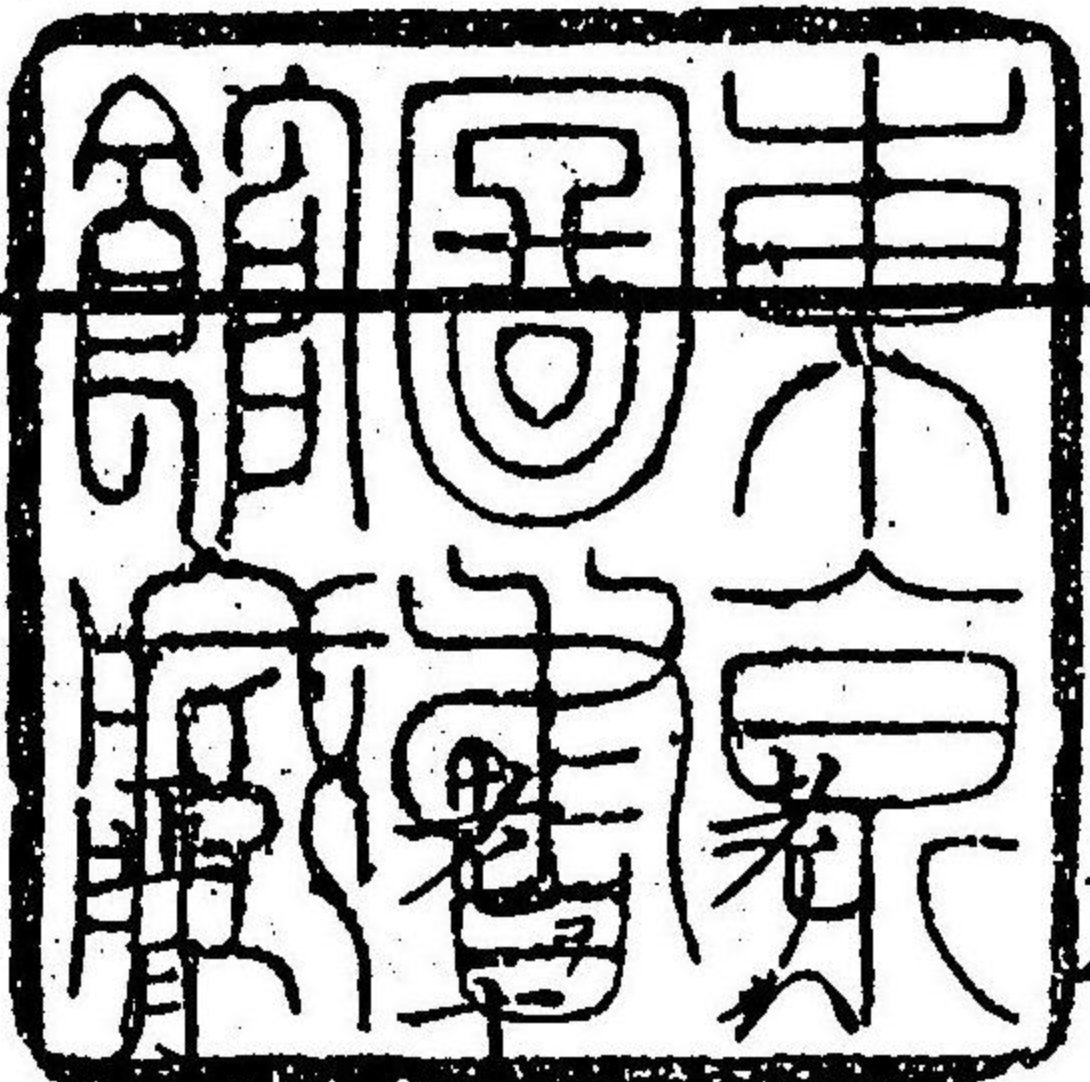


東泉圖書				
冊	九 六 號	三 架	一 六 函	類 屬

漢集古義  
三上地



明治十九年九月十一日內務省交付シ



ホ ツミノ アソ ミ オユガ ウタ ヒト ツ  
徳積朝臣老歌一首

續紀小大寶三年正月甲子遣正八位上徳積朝臣

山陽道云々和銅二年正月丙寅授從五位下三年

朔受朝左副將軍穂積朝臣老云々六年四月乙卯

從五位上養老元年正月乙巳正五位下三月癸卯石上 麻呂

式部少輔穂積朝臣老為五位已上之誅二年正月庚

子正五位上九月庚戌為式部大輔六年正月壬戌穂積

朝臣老坐指斥乘輿處斬刑而依皇太子奏降死一等配

流於佐渡島天平十二年六月庚午大流人穂積朝臣老



等五人召令入京十六年二月丙申以大藏大輔

穗積朝臣老五人爲恭仁宮留守など見えり

吾命之真幸有者亦毛將見志

賀乃大津爾縁流白浪

吾命之ハワガイノチノと訓べ  
とあ 兀て吾命と云ときハ必乃毛乎波など云辭とそ  
へて六言小いふ古歌の一の例なり四卷一丁小吾命  
之將全幸限十二丁十一小我命之長欲家口十三丁九小吾

命乃生極雄畧天皇紀秦酒公歌小倭我伊能致謀那我

具母鵝騰此卷下三十小吾命毛常有奴可十五十一小

和我伊能知乎奈我刀能之麻能十六十四小吾命者惜

雲不有あどあ望まゝ十一八丁小吾命妹相受日鶴鴨

みハ乎乃などいふ辭小あされる字ハなけれども凡

て此歌の書法ハ辭の字を省ける例かれバ猶これら

をモ外の例小よりて吾命乎吾命乃と辭をそへて訓

べきなりああるを畧解など小例小もよらむて此

等とワガイノチと五言小み ○真幸有者十七二十

小麻佐吉久登伊比底之物能乎とあ望○歌意かくれ  
とるところなる十三丁七小天地乎歎乞禱幸有者又反  
見思我能韓埼とあるハ今の歌小似あり○舊本こ



ふ。右今案不審。幸行年月幸行古寫本は行幸と作り。

いふ注あり。後人の志るせるものなり。

# 間人宿禰大浦初月歌二首

間人宿禰大浦浦字異本ハ輔と作りハ傳未詳ならび九卷十小

間人宿禰とあるハ同人なるべし。天武天皇紀十小十三

年十二月己卯間人連賜姓宿禰と見ゆ。間人はハシヒ

トと訓べし。畧解ハシウトトとよみさるはハシハシヒ

トと訓べし。畧解ハシウトトとよみさるはハシハシヒ

トと訓べし。畧解ハシウトトとよみさるはハシハシヒ

後人の志るざなり。古寫本

拾穂本等ふなきそよき

天原アマノハラ振離見者フリサケミシ白真弓シラマユミ張而懸ハリテカケ

有タリ夜路者將去ヨミチハユカム

第一二句は既く二卷小出つ。○白真弓ハ檀の木ハ小

削ツラりしるふて漆シふてぬらび白木のまハふて用ヨる弓

を云檀ハ木理細キメのふハて生れつきねハをく志ハあやの

ふて古弓の上材ヨキキとせし故ハふやぶて其木名ハを真弓マユミ



と負せしるなり。此、木ふて造れる故、弓と真弓と云ふハあらば、本、弓より出さるゆて、木名とあれる。檀の事ハ、猶品物解小委云、さてこハ、初ハ未なり。月と真弓を張る小見なして云るふり。文粹小初三夜、月似一張弓、和名抄小劉熙釋名云、弦月、月之半名也。其形一、旁曲一、旁直、若張弓弦也。弦、和名由美八利、有上弦、下弦と云々。大和物語歌、ふて、月を弓張と、いふことハ、山邊をさして射ればなりけり。○張而懸有ハ、ハリテカケタリと訓て、暫こ、小て絶キルべし。舊本、カケタルと○夜路者將去去、字、舊本、ハ吉と作。今は異本小去と作ハ、ヨこチハ、ユガムと訓べし。○歌る可勝れるゆよる。意ハ、天原小白真弓を張て懸されば、いこのなる夜路と

ゆくとも、賊徒妖物かどのおそれハ、あらどいざ夜路ハ行むと云るなり

掠橋乃山乎高可夜隱爾出來

月乃光乏寸。

掠橋乃山ハ、大和國十市郡小あり七、卷二十小橋立倉ハシヤマ橋山ハシヤマ橋立倉ハシヤマ橋立倉ハシヤマ諸陵式小倉梯岡陵、在大和國十市郡古事記小倉梯山歌、波、斯、多、能、久、良、波、斯、夜、麻、表、佐、賀、志、美、登、書紀小倉梯續紀小倉橋離宮、三代實錄小大和國十市郡掠橋



山など見えさり○山乎高可ハ山の高さ小の意カ  
里可の詞ハ尾句の下小うつゝて意得べー○夜隠爾ヨ  
ハ九卷小ハ夜牢爾とあり四卷小月四有者夜波隠良  
武須史羽蟻待とも見ゆ本居氏云夜隠とは宵のか  
よりもいひ暁のるよりもいふことばなりいづの  
こよりも深きかこもるとは云なりるといハ山  
ふこもると云小東の麓の方よりこもるは西へこも  
るなり西の麓のかこよりこもるハ東へこもるなり  
その如く暁の方よりいふハまご夜の深きこととい  
ふ宵のるこよりいふハ夜ふのくあることといふな

りされバこの歌ハ廿日以後夜ふけて出る月をよ免  
るなり此句を六帖ハ木がくれてとある○光乏寸ハ  
見る間の少く乏きと云小て不足おもふ意あるべけ  
れどいさゝの心ゆるぬいひざまなり九卷小沙彌女  
王歌とて全同歌を再出せるハ尾句を片待難とある  
そ理よく聞えある○歌意ハ棕橋山の高さ小其山小  
障られていさゝ夜深で出る月の遅くて見る間の少  
く乏きのとよ免るなり片待難とある時ハ待遠ふ  
て待得難きよくなり此歌ハ本居氏云今一首の天原  
云々の歌とならびてのれるからまざれるものハ



て、實ハ初月の歌ハあらざ。

廿日以後の月の歌なり

小田車ヲダノコト主ヌシガセ勢能山歌ヤマノウタ一首ヒトツ

小田車主ハ傳志れに、紀氏六帖ハ此歌の作者とを  
ごのことぬいとあり、舊本ハ主、字脱あるものなり

真木葉マキノハ乃ハ之シ奈布ナフ勢能山ヤマ之シ奴ヌ

波受ハズ而テ吾超ワガコエ去者ユケバ木葉コノハ知家武シリケム

之シ奈布ナフハ、十五卷十秋アキ芽子ハギ之シ四ナヒ搦サカエテ二ニ將アラム有イ妹モ之シ光儀スガタ  
乎フ十三五小ハル春山ヤマ之シ四ナヒ名サカエテ比盛ヒサカエテ而ニ廿ニ卷十乎フ多知タチ之シ奈  
布フ伎美キミ我須ガスガタラ我多乎タラ神代タリホ紀ヤツカホニ小ナヒ其秋ナヒ垂穎テイ八握ヤツカホニ莫々ナヒ然甚テイ  
快也ヨシなどあり○之シ奴波受ヌハズ而テ家コノハをといシリケムく思ふ心

小コノえ多シへ志シのをむシリケムてといふなり○木葉知家武ハ、  
木コノ葉ハも、吾心シのうシリケムちをシリケム知シリケムけむといふなり○歌意ハ、家  
を戀シリケムく思ふ心シリケムふ得堪忍シリケムをばシリケムして、愁シリケムい志シリケムなへて超  
ゆけば、木コノの葉ハも吾心シのうシリケムちをシリケム知シリケムける小シリケムや、真木マキノ、葉ハの  
うシリケムなシリケムあれシリケムないて見シリケムゆらむシリケムとなり、三四シリケム五シリケム一シリケム二シリケムと句  
と次第シリケムて意得シリケムべし、七シリケム、卷シリケム三シリケム十シリケム小シリケム天雲アマクモ棚引ノタビキ山ヤマ隱カクレ在ニ吾忘ワカシ



木葉知十一コノハシタム丁チヨウ小我背兒爾吾戀居者吾屋戸之草佐倍ワガセコニアガコエヲレバアガヤドノノ草サハ  
オモヒクラガニケリ思浦乾來などよ免るも此類なり現存六帖のよいのまゝ雪積るらゝ真

木の葉の志あふ勢山の風も音せび全今の歌ふよれり

# 角兄麻呂歌四首

角兄麻呂舊本角と角ふ誤兄字と脱せ里角ハ古寫本ありて角録相通ハ續紀云文武天皇大寶元年八月壬寅勅僧惠耀云々並還俗復本姓代度各一人惠耀姓録名兄麻呂元正天皇養老三年正月壬寅授正六位上角

兄麻呂從五位下五年春正月甲戌詔曰文人武士國家所重醫卜方術古今斯崇宜擢於百僚之内優遊學業堪為師範者特加賞賜勸勵後生因賜云々陰陽從五位下角兄麻呂等各純十四絲十約布二十端銀二十口聖武天皇神龜元年五月辛未從五位下能當作兄麻呂賜姓羽林連四年十二月丁亥云々其犯法尤甚者丹後守從五位下羽林連兄麻呂處流などあり

久方乃天之探女之石船乃泊ヒサカタノアマノサガメノイハフネノハテ



# 師高津者淺爾家留香裳。

天之探女ハ古事記小爾天佐具賣聞此鳥言而語天若日子言云々とありて天若日子小つゝのへい女あり書紀小天探女此云阿麻能左愚謎和名抄小日本紀云天探女和名阿万佐久女一云安万乃佐久女とあり○石船之ハ神武天皇紀小抑又聞於鹽土老翁曰東有美地青山四周其中亦有象天磐船飛降者云々厥飛降者謂是饒速日歟よ云時長髓彦乃遣行人言於天皇曰嘗有天神之子乘天磐船自天降止號曰櫛玉饒速日命此

朝野群載曰櫻津國東方於味原有石船往年下照姬神島跡云々其磐船四十尋餘且二十尋餘石中有凹凸置中央寶珠一顆名曰如意珠其船向東北侍智者撫動其上宥祠祭祀石靈云々右授津名所圖會所引

集十九三十九小靖島山跡國乎天雲爾磐船浮云々安母里麻之これハ皇御孫命の磐船に乗しなどありて天降る時ふハ大のこの石船小のりて降坐ことふそありけむ迹ころ平田篤胤が皇御孫命の天降一志天叶へり其説さして磐とハ其物の堅固を稱て志のいふ甚詳なりの又ハ實小磐ふて造れる故小志のいふの今定免てハいひのさけれども實小磐ふて造れるものならむとおもふよしもありさるハ土佐國香美郡大里莊東川村小石舟明神社あり古老傳説小石船小乗て天降賜ふ神なりと云々今小神社傍小石舟あり長八尺許且三尺四寸許ありていと神さびるり古代神造の物と見えたりこれ實小磐○泊師高



津者ハ泊師ハテシトハ船の至里著しを云。高津ハ難波高津  
なり。攝津國風土記云。難波高津者。天稚彦天降時ツギル屬之  
神天探女乘磐舟而至于此。其磐舟ハテシガ所泊故號高津とい  
へり。高ハ天と云ふ如し。津ハ船津なり。天探女の船の  
天より至里著し津なる故。天の津といふ義。高タカヒル高往タカユクなどいふ。高同  
津と號しといふ意なり。高ハ高光高往などいふ。高同  
トク。天の意なること。此風土記の説。いふく明の  
なり。さて今ハその故。夏をおもひてよ。免るなり。○淺ソ  
爾家留香裳ニケルカモハ潮退て淺くな。夏ふける哉。といふなり。  
さて高津ハ即難波津。高津ハ岸の上なり。けむ。高津

りて。高津と云ふべく。かくて難波の地形。今の大坂  
より南へ。住吉のあたりまで。長くつゞき。なる岸あり  
て。上古ハその岸まで潮來里しと。此歌よめる頃ハ。既ヤ  
く此岸までハ。潮來らざりし故。高津かく云るなるべし。  
と本居氏いへり。此説。依ヨるときハ。岸の上。高津地  
なる。高津より。高津と云ふと聞え。なり。されど風土記  
ふよるときハ。高ハ天の意なること。前ハ云る如し。○  
歌意かくれ。るところなく。久しき代々を經し。事を  
云る  
なり



鹽千乃。三津之海女乃。久具都

持玉藻將苅率行見。

鹽千乃ハ四言一句なり。三津之海女乃ハ。ミツノアマノと訓で六言一句と云べし。舊本ハアマノと云る例ナシ。海女と書るハ海夫海子など書ると同様のころなり。久具都持ハ久具都ハ藁小てあみこる袋なり。谷川氏くづつハ袖中抄小裏字をよめ里。莎草をうつ編て袋小あみこるをいふなりといへり。猶考べし。つ小い物語さガの院の巻小きぬあやと糸のくづつ小い

袖中抄  
くづつといふ  
らみてふくら

のやうにあみ  
こるものあり  
それ小藻おど  
をいふふ

れてと見ゆ和名抄小唐韻云傀儡樂人之所弄也和名久々豆とあり持ハ美籠持の持なり。モチと訓べし。といふハこる。○率行見ハいざくをやく行て見むといふなり。伊射ハいざなひこつる詞小て既く出。歌意かくれなし。九卷十五小難波方塩千爾出。而玉藻川海未女通女等汝名告左禰とあり。

風乎疾奥津白浪高有之海人

釣船濱眷奴。



風乎疾ハ。風が疾く吹故ふの意なり○高有之有字拾  
 无ハ脱ハ。高くあるら〜といふなり○濱ハニカヘリ眷マ奴マ眷マ本マ  
 眷マ誤れハ。濱小歸マぬといふなり。眷ハ。かへり見と  
 今改つ。ハ。濱小歸マぬといふなり。眷ハ。かへり見と  
 いふ意の字なると。このへるの借字とせり。奴ハ。已成の  
 奴の辭なり○歌、

意かくれなり

清江乃木志笑松原遠神我王

之幸行處

木志笑松原志字舊本脱せり今ハ十卷五十九丁ハ水  
 片山木之志乃子松とあるハ字書ハ笑俗矢字と注ハ六卷  
 三十八丁ハ引笑圍而和名抄ハ釋名云笑和名夜とハ  
 り。されど古ハ笑又通用ハけむ思ハれて九卷三十  
 四丁ハ檜ハ笑又二十丁ハ絶等對笑ハ十卷三十九丁  
 小足日木笑十一丁ハ笑緒乃ハ十一丁ハ帶乳根ハ  
 小作之眼笑ハ三丁ハ笑津之小野笑ハ矢ハ體なり今ハ  
 笑六卷十五丁隱來ハ笑ハ飽津之ハ野笑ハ矢ハ體なり今ハ  
 笑など多くハ假字ハ用ハハハハハハハハハハハハハハハハ  
 川郡笑原乃波良とハ用ハハハハハハハハハハハハハハハハ  
 ものどけともハ岸之松原なり○遠神ハ大王の枕詞  
 いふものなりハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ  
 なり既く一卷ハ出て委注望○幸行處ハイデマシト  
 コロと訓と訓ハコシトコロ難波ハ幸行ハハハハハハハハハハハ  
 りければ住吉ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ



歌意かく

れなり

田口益人大夫任上野國司

時至駿河國淨見埜作歌二

首

田口益人大夫ハ續紀小文武天皇慶雲元年春正月丁亥朔癸巳從六位下田口朝臣益人授從五位下元明天

皇和銅元年三月丙午從五位上田口朝臣益人為上野守二年十一月甲寅從五位上田口朝臣益人為右兵衛率元正天皇靈龜元年四月丙子授正五位下田口朝臣益人正五位上ワタリなどあり大夫とハ四位五位の人ト通て云稱なるの中ト氏名の下ト附て云るハみか五位の人なり藤原宇合大夫山上憶良大夫などあるト如し此人當時從五位上トなりトの故なり

廬原乃清見之埜乃見穗乃浦



乃。寬見乍。物念毛奈信。

イホハラノ乃字類聚抄小 廬原乃。乃字類聚抄小 和名抄小。駿河國廬原郡廬原伊保波良とあり。清見之埜乃。清字類聚抄拾穂本等小。ハ淨之字拾穂本小ハ乃と作置。見穂乃浦乃。上の乃。抄小ハ之。神名帳小。駿河國廬原郡御穂神社。三代實録と作置。小。貞觀七年十二月廿一日戊辰。授駿河國從五位下御廬神從五位上とあり。今三穂といふところハ。清見の埜より入海ご一ふ向ふありといへり。○寬見乍ハ浪のゆきくとあゆまひつゝおもゝるきを見つゝとい

ふなり。廿卷。二十。小。海原乃由多氣伎見都々安之我知。流奈爾波爾等之波倍努倍久於毛保由。八。卷。四十九。行。長濱彌縁流。浪。寬。公。乎。念。此。將。有。人。兒。由。惠。爾。乃。路。爾。乘。哉。吾。戀。居。大。舟。之。由。多。爾。將。有。人。兒。由。惠。爾。乃。路。爾。ゆ。○物念毛奈信ハ。旅の憂を忘れて物思も無となり。○

歌意かく

れな

晝見騰不飽田兒浦大王之命

恐夜見見鶴鴨



田兒浦ハ清見埜より東へ行バ今薩埵坂といふ山の  
下の渚小昔の道ありてそこより向いの伊豆の山の  
禁までの海田兒なりと云里の大王之王字拾穂本山  
は君と作里の歌意ハ晝見てさへあのぼおもゝるき  
田兒の浦の佳景なるふ公役を恐みつゝみみて夜道  
ふそこと見て登つゝ來つるの口をくあのぬ事ふ  
おもたるゝこと哉となり古人の王命と恐みつゝ  
みて公事をつとぬいそゝみ勵める意よく思ひや  
るべし大のふ見  
きぐにこのらげ

弁基歌一首

弁基ハ舊本左注小或云弁基者春日藏首老之法師  
脱名也とあるの如くなるその僧なり事ハ一下十五  
丁春日藏首老の傳ふ委云るの如し續紀ふハ  
弁紀と書里基紀同音なれば通書なるべし

亦打山暮越行而廬前乃角太

河原爾獨可毛將宿







大伴郷ハ旅人郷ナリ。按、小類聚國史ハ淳和天皇弘仁十四年改大伴宿禰爲伴宿禰ト見ゆ。是ハ淳和天皇の御名ト大伴ト申、けるガ故、小其ト忌避テ、大伴を伴ト爲、まゝ古き典籍どもハ大伴トあるをもトモトのみ唱へ、なるべし。さてまゝて御諱を避る事ハ、當代天皇ト太上天皇との御名ハかざれることナリ。其、首、次、小引続紀の詔ハ、あられとあり。ああるを天野、信景ガ、塩尻ト云物ハ、當代天皇より上、五代の御名を諱ト、古法ト考ふるよしあるせる。其ハ異國の制ハよりていへる。此方ハ、さる御さごめのありしことハあらざ、されバそれをきて以降ハ、諱避べきよしなければ、古き物ハ大伴トあるをもバ、舊ハ復望テオホトモト唱へ

しなるべし。かくて淳和天皇より先ハ御諱を避る事ハ、續紀ハ、延暦四年五月、詔曰、先帝御名及朕之諱、自今以後、宜並改避。於是改姓白髮部爲眞髮部、山部爲山トあり。これ光仁天皇を初、白壁王ト申、桓武天皇を山部王ト申、ける故ナリ。これより先、御諱を避るべきことなければ、忌ざりしなるべし。まゝて清寧天皇ハ、生ましなむら、御髮白くおを、まゝける故、御名を白髮天皇ト申、を此、天皇御子おを、まゝ里、から、御名の末、せまで貽る、盡き事を、おもむ、め、して、白髮部とおのせ給へることあり。これハ忌避るとハ、反ナリ、さ



てこの後、後嵯峨天皇の御諱を、國仁クニニトと申しけるが故  
ふ。古き物も國人とあるを、クニタミと呼。後宇多天皇  
の御諱を、世仁ヨドトと申しけるが故。世人とあるは、人との  
唱へしとぞ。此、他後紀も、大同元年秋七月戊戌、云  
云、改紀伊國安諦郡、爲在田郡、以詞涉チセ天皇諱也。大同四  
年九月乙巳、改伊豫國神野郡、爲新居郡、以觸ツク上諱也。ま  
ゝ類聚國史、避諱部も、天長十年、天下諸國人民姓名、及  
郡郷山川等號、有觸諱者、皆令改易、など見えしを、思  
へば、彼頃ハ、殊小嚴く制られし事と見えしより、大伴と  
伴と、山部と山とせるは、そのあこの事にて、永く後

せまでをのけて、制められし事ならねば、何も今ハ、避  
申べきよしなるべし。國人とあるをバ、今もなやクニ  
ニタミと唱ふあるハ、その  
カ  
之諱、避て稱し、まゝを、後までも舊きも復さざりて、稱  
來れるなるべし。永く避べき理も、ああるは、あ  
らざる。さて大納言已上ハ、まゝべて名を記さざるこ  
とあり。

此、集の法例なるより、此ハ家持卿の父君なれハ、名と  
憚て記さざる事ハ、さらなり。旅人、卿ハ、續紀も、和銅三  
年正月朔受朝、列左、將軍正五位上大伴、宿禰旅人、四年  
四月壬午、從四位下、七年十一月庚戌、爲左將軍、靈龜元  
年正月癸巳、從四位上、五月壬寅、中務卿、養老二年三月  
乙巳、爲中納言、三年正月壬寅、正四位下、九月癸亥、爲山



背國攝官四年三月丙辰爲征隼人持節大將軍六月戊戌詔曰蠻夷爲害自古有之今西隅等賊怡亂屢害良民因遣持節將軍大伴宿禰旅人誅罰其罪云々五年正月壬子從三位三月辛未給資人四人神龜元年二月甲午授大伴宿禰多比等從三位此卷の奥書小天平二年十月一日任大納言とありさも有べし此事紀文小ハ漏り天平三年正月丙子從二位七月辛未大納言從二位大伴宿禰旅人薨難波朝右大臣大紫長德之孫大納言贈從二位安麻呂之第一子也と有○舊本こゝ小未詳二字あるハ最後人の書入なり

奥山オクヤマ之ノ管葉凌スガノハシメギフル零雪ユキノ乃ケナ消者將バ

惜ケム兩莫零行年アメナフリソノチ

管葉凌スガノハシメギハ管ハ品物解小云里凌ハ荒本田氏自堪忍タヘシノフと志のい志のふと云他のあるへがしきと是よりおしてまると志の志の志の志と云神代紀小凌奪吾高天原シメギタラフとある志ぬぞ即是小凌礫の字意なりされバこゝも管の葉をわいなびけて降雪と云意なりと云里六卷三十小奥山之真水葉凌零雪乃零者雖益地爾落目八三丁



方十卷五小水葉凌而霞霏霰霞ハ木葉をおしなびけ  
て立ものふらあらざれ  
 ともあつ歩見とるさまの木葉を押しなびけてま  
立る如く多く霞のあなびけるを云るなり  
ニシラナシオチキツハヤセ白浪凌落涕速湍涉ま  
九丁秋茅子凌左牡鹿鳴裳  
 などよ免里○雨莫零行年ハ本居氏行ハ所字の誤小  
 て所年ハソ子なりと云里こゝハ雨ふることなあれ  
 と希ふ意なり莫零モロといふ小年の希望辭とそへも  
 るなり十卷二十小雨莫零行年七卷三十小風莫吹行  
子年又三十言勿絶行年十三十六小犬莫吹行年などあ  
五丁るも皆所年の寫誤なるべし○  
 歌意かくれとるところなり

長屋王駐馬寧樂山作歌二  
ナガヤノオホキミノウマトシメテナラヤマニヨシ玉ヘルウタフタ

首ツ

長屋王ハ一下九下十

小御傳委く云り

佐保過而寧樂乃手祭爾置幣  
サホスギテナラノタムケニオクヌサ

者妹乎目不離相見染跡衣  
ハイモヲメカレズアヒミシメトソ



佐保過而ハ七卷十九小足代過而絲鹿乃山之櫻花と

あると。同じいひ様なり。佐保ハ寧樂ハ近き地なり。○

寧樂乃手祭ハ手向山と云是なり。古今集羈旅小朱雀

院の奈良小おはしましける時小手向山小てよめる。

菅原朝臣此るびハ幣もと里あへび手向山云々素性

法師手向小はつゞ里の袖もきるべき小云々とある

ところなり。本居氏多牟氣とは越行山の坂路の登里

極もる處を云其所小ては神小手向をさる故小云な

り。今俗小此を峠と云ハ手向を訛れるなりと云里十

五三十一小美故之治能多武氣爾多知豆十七四十小刀四丁

奈美夜麻多牟氣能可味爾奴佐麻都里などもよる。

これら小て見れば何の山小ても坂路の絶頂小て手

向さる地を云りなり。さるを寧樂の手向ハ古より

こと小名高く誰も彼地小て手向さる小きハ置幣

ハ置とハもべて神小奠る物をバ置座あど小居置て

獻る故小云幣とハ集中小幣帛とも帛とも書て其ハ

神小奉る方小いひてもえらいをゆる白和幣青和幣

木綿の類と云なる。爾伎氏といふハもと和布の約

れる言ふてなべて絹布の類を云稱なりと云説の如

し其を神小獻る方小付てハ奴佐といへるなり其ハ

麻の皮穀木の皮などを裂て織る布とも用ひ又未



織ぎてある緒ユフ小志ユフさるまゝとも用ひたりと見ゆ。さてその緒を木綿ユフといひて賢木の枝など小取のけられあるを木綿取つけなど多く云里木綿とハもをら穀ふて製ると云ことなれど又麻と穀と二種なるを總ても木綿ユフとハ云るなり後世小紙を用ふるハ木綿の代リあまかくて古く麻チとも書されども奴佐ヌサハ必しも麻チ小かぎりて云る小ハ非ざること件小いへる如し。あられども主と用ふる方小就て志の書と見ゆ。さてこの麻を古くハ布佐フサともいへりハ古語拾遺小好麻ヨキアサ所生故謂之總國古語麻謂之總也今爲上總下

總二國とある如し。總とハ麻を細小裂て總チとして垂るよりいへる稱なるべし。されば奴佐ヌサといふ名義ハ本居氏の禱布チギフサ佐サなり。禰宜布チギフハ奴ヌと約れり。事を乞禱とて奉るよしありと云る。さることなるべし。されば名の由縁ハ主とある。麻の方小就て云るあり。さて幣字ハ説文小幣ヒ帛也と注し。字彙小幣ヒ財也。錢也とも注して漢土チ小てをべて絹帛ヌなり金玉の類上。獻る物を幣と稱ヒより此方チ小ても奴佐ヌサ小この字を用い來れるあり。テテクチといふも幣帛ヒの字を用來れり。その時ハ絹布ヌの類ハさら小て何小まれ神小奠る物をひるくいへる稱なり。まマ彼方チ小て幣貢ヒといへることありて幣貢ヒ玉馬皮帛也ヒと注せり。テテクチといふことハよくあり。○妹乎目不離イモメノメチリ寫本拾穂本シホ等小誤れ。古ハ妹を見る事の絶ツといふ意なり。目離メチリとハ見る事



のかれ行よくなり。草木の枯カといふも、生氣の離るる  
 一イ小コて、もと同言なり。人目も草木のれぬとお。○相見  
 染跡衣ハ令相見シメよとして、その意なり。深ハ令の借字な  
 一イ六ロク卷マキ二ニ十ジュウ小コ深フカク深シ西シ情シ可カ母モ四シ卷マキ二ニ十ジュウ小コ情コ爾ニ染シ而シテ十  
 一イ十ジュウ二ニ小コ深フカク心シンなどあり。○歌意ハ、寧樂の手向山小ね  
 もころ小幣帛奉るハ、他の故小あらば、吾戀カく思ふ  
 妹を相見アイる事コトの絶ツどあらしめよとしてそとなり。十卷  
 二十ニ小コ天テン漢カン瀨ゼ每ヘ瀨ゼの上ノ小コ度タク幣ヘイ奉ホウ情セイ者シャ君キミ乎ニ幸サイ來キ座ザ跡マ  
 字ジを脱ダツせり。幣奉情者君乎幸來座跡  
 こゝろだ  
 え似ニり

磐イハ金ガ之ノ凝コシ敷シク山ヤマ乎マ超コエ不カ勝カ而テ哭子ニ

者ハ泣ナク友トモ色イロ爾ニ將イデ出メ八ヤ方モ

磐イハ金ガ之ノ凝コシ敷シク山ヤマ乎マ凝コシ重コシる  
 借カ字ジ。磐イハ之ノ根ネ之ノ凝コシ敷シク山ヤマ乎マ凝コシ重コシる  
 山ヤマとといふなり。七シチ卷マキ十一ジュウイチ小コ神カム左サ振フル磐イハ根ネ已コ疑シク敷シク三サン芳ヨシ  
 野ノ之ノ水ミ分ワケ山ヤマ乎マ三サン十ジュウ石イハ金ガ之ノ疑コシ木キ敷シク山ヤマ爾ニ入イリ始シテ而シテ十  
 二ニ十ジュウ五ゴ小コ石イハ根ネ興キョウ凝コシ敷シク道ミチ乎マ石イハ床トコ笑ハル根ネ延ハル門カド呼ヲ此コノ下カ小コ極キョク  
 此コノ疑シク伊イ豫ヨ能ネ高タカ嶺カミ乃ノ十ジュウ七シチ小コ許コト其シ志シ可カ毛モ伊イ波ハ能ネ可カ  
 牟ム佐サ備ビなニどあり。○超コエ不カ勝カ而シテハ山ヤマハさニのノく家イハ小コ留ル



れる妹小心ハ引れかこぐ超むと思へども得超あへ  
おしてといふなり○色爾將出八方ハ色小出むやハ  
といふ意なり米ハ牟のかよへるなりハハ後世の也  
波の意方ハ歎息辭な里志のひく小哭小は泣ともそ  
れと人の知まで色小ハ出さざると  
なり○歌意かくれさる所なり

ナカノモノマラスツカサア ベノヒロニハノマツキノウタヒトツ  
**中納言安倍廣庭卿歌一首**

廣庭卿ハ續紀小元明天皇和銅二年十一月甲寅正五  
位下阿部朝臣廣庭爲伊豫守四年四月壬午正五位下

安倍朝臣廣庭授正五位上六年正月丁亥正五位上阿  
倍朝臣麻呂廣庭の誤授從四位下元正天皇靈龜元年  
五月壬寅從四位上下の阿部朝臣廣庭爲宮内卿養老  
二年正月庚子從四位下阿倍朝臣廣庭授從四位上五  
年六月辛丑以正四位下阿部朝臣廣庭爲左大辨六年  
二月壬申參議朝政同三月壬寅朔戊申知河内和泉事  
七年正月丙子正四位上聖武天皇神龜元年七月庚午  
遣從三位阿部朝臣廣庭等監護喪事夫人石川大四年  
十月甲戌以從三位阿倍朝臣廣庭爲中納言天平四年  
二月甲戌朔乙未中納言從三位兼催造宮長官知河内



和泉等國、車阿倍朝臣廣庭薨、右大臣從二位御主人之  
子也。懷風藻、小從三位中納言兼催造宮長官安倍朝臣  
廣庭二首、年七十

四など見えり

兒等之家道。差間遠鳥野千玉

乃夜渡月爾。競敢六鴨。

兒等之家道ハ妹の家當近き道といふ兒等ハ妹の事  
なり。○差間遠鳥ハ差ハ彌々なり未彌々間遠なるを

の謂なり。間遠ハ間近の反。小て間字を書る如く。此と  
彼と間の遠き謂なり。此下小も藤衣間遠之有者とも  
あり。十四十七小麻等保久能久毛爲又マホクノ麻等保久能  
野又マホクノ久毛能字倍由奈伎由久多豆乃麻登保久於  
毛保由ともあり。皆同ト詞なり。あくてこれらの假字  
書ふよりて等の言を清て唱べし。濁りて唱ふるハ非  
清濁考小出せる如し。されどこれらと。○夜渡月爾ハ  
真遠と見ざるハるあへることなり。契沖の夜渡月ハ  
夜中小中天と渡ゆく月小と云なり。夜一夜ある月な  
り。と云るハ甚とらし。夜を渡る月。渡ハ中天と往こと  
といふ意ハ。あらざればなり。なり。十八丁小奴



字鏡ハ諸鏡ハ言  
支會ハ比ハ云ハ又ハ支ハキ  
曾ハ比ハ加ハ太ハ利ハと  
見ハえハこれハ彼ハ、  
頃ハ競ハとハ支ハ會ハ  
比ハとハ云ハるハあハる  
べハいハそれハより  
古ハくハ見ハ當ハらハば

婆多麻能欲和多流都奇乎伊久欲布等キホヒなどあり○競  
 敢六鴨ハキホピアムカモと訓キホヒるよろし競ハ廿卷  
 五十小和多流日能加氣爾伎保比豆多豆彌豆奈とあ  
 ニ丁小和ワタル流日能加氣爾伎保比豆多豆彌豆奈とあ  
 り畧解ハ小何小もキソと訓ハ誤ナリなりキ抗テてキカソ  
 須流ハといふ假字ハの古ハあることナシ十七小服會ハ比ハ獵ハカソ  
 いふふハあらざ思ひまどふべハあらざ新古今集雜上  
 小をやくよりとらハ友とち小て侍ける人の年ごろ  
 へて行あひするハるハのハのハ小て七月十餘日の月小き  
 るハいて歸侍けれバ紫式部ハ免ぐ里あひてみやくそれ  
 とも分ぬ間小雲かくれ小一夜半の月哉この月小き  
 るハいてとある小同ト字書小競争也とある意小てま

けどとさることなり敢ハ爲ハのハとハきハことハをハあハひハてハま  
 るハといふ詞なり十八小爾奈比安倍牟加母ハとある小  
 同ト字書小敢忍爲也とあり○歌意ハ天往月ハの入ぬ  
 さき小到らむと急げども妹の家道差間遠なれば月  
 の早き小ハ敢て争ひ得ト歎ハさても心の落居ぬ事哉  
 といふなり契沖ハの月ハふハきハるハふハハ月ハふハ乗ハトハてハとハこれ  
 は物へ行て夜をのけてのへり來  
 ままはとふよまれなるべし

柿本朝臣人麻呂下筑紫國



時海路作歌二首

名細寸。稻見乃海之奥津浪。千

重爾隱奴。山跡島根者。

名細寸ハ。既く出○稻見乃海之ハ。播磨國印南海之と  
いふなり○千重爾隱奴ハ。立へどつ沖つ浪の千隔小  
大和島ハ隱里ぬといふて。甚間遠くなれるよ一な  
り。奴ハ已成の奴なり○山跡島根者跡字拾穂本小路  
と作るハ誤なり

ハ。大和國者といふなり。上小のへて意得べし。根ハ  
そへさる辭小て。唯鳴なり。草根の根小同ト。さて島ハ  
國と云ふ同ト○歌意ハ。此印南の海邊小て。吾家の方  
を。かへ里見れど見えむ。沖津浪の千隔小立へどて  
られて。大倭島根ハ隱里て。  
甚間遠くなりぬとなり

大王之遠乃朝庭跡。蟻通島門

乎見者。神代之所念。











これハ行路ミチスヂ小伴ふ人などの舊都の地といふこと立  
りて見て行むと云るふいなと云ると強て誘ハれ行  
てよめる  
さまなり

○舊本こゝ小右譚或本曰小辨

作也サダシク未審此小弁者也トと注せり

幸伊勢國之時安貴王作歌

一首

幸伊勢國ハ續紀小天平十二年冬十月壬午行幸伊勢  
國云々トと見えスり六卷三十一八丁小天平十二年冬十月  
依太宰少貳藤原朝臣廣嗣謀反發軍幸于伊勢國とあ  
り猶彼處小云べし○安貴王ハ拾穗本小春日皇子  
之子と注せり續紀小天平元年三月无位阿紀王授從  
五位下十七年正月乙丑從五位上後紀延曆二十五年  
五月條五百枝王傳小公者田原天皇志四代正四位下  
春日王曾孫從五位上安貴王孫正五位下市原王子云  
云六卷小市原王宴禱父安貴  
王歌ありて市原王の父なり



伊勢海之奥津白浪花爾欲得

褰而妹之家褰爲

花爾欲得ハ花ふてもああれろしといふ意なり我  
ハ希望辭なり○家褰爲ハ俗小いふみやげもの小せ  
むといふ意なり十五二十小伊蔽豆刀爾可比乎比里  
布等此下小家妹之濱褰乞者八卷三十小道去褰跡廿  
卷十小夜麻都刀曾許禮七卷十八小欲得褰登字鏡小  
賊豆止などあり抑都刀と云名義ハ褰物と云ことの

つゞまれるものなり其ハまづツを切れバチとな  
チモを切てトとあれ四卷五十小紀女郎褰物贈友十  
六十三左注小徒贈褰物東鑑小も褰物往○歌意ハ此  
伊勢海の沖つ浪の白く花の如く小見えていとおも  
しるきと家ある妹小見せまふしく思へどをべきや  
りあしいのでこの浪がまことの花ふてもああれ  
あしさらバつみもて行てみやげもの小せむそと  
なり十三四小三芳野瀧動々落白浪留西妹見卷欲白  
浪とあり  
考合べ



博通法師往紀伊國見三穗

石室作歌三首

博通ハ傳知也。○三穗石室ハ紀伊國日高郡小あり石室ハ和名抄小説文云窟土屋也。一云掘地爲之和名伊波夜と

皮爲酢寸久米能若子我伊座

家牟三穗乃石室者安禮介家

留可毛

皮爲酢寸ハ枕詞なり本居氏こハ第四句の三穗へ係れり御穂の意なりと云里さることなり。冠辞考小皮こもれろ見えて漸小開出る物なればかく二句をこ免といひかけしふやと云るハ非なり。隔て第一句を第四句小いひのけさるハ十二小波之寸八師志賀在戀爾毛有之鴨君所遺而戀敷念者。是第ハ第四句の君と十五小多都我柰伎安之敬乎左之互いふへ係れり



等妣和多類安柰多頭多頭志比等里佐奴禮婆是第一句ハ第一  
四、句の多頭多頭志などある。是その例なり。○久米能クメノ  
といふハ係れり。若子我ハ神武天皇の御時。大伴氏遠祖の率ませし。久  
 米部の稚子なるべし。天皇紀伊國を経て。内津國小入  
 まし、なれば。紀伊國小久米部の殘里をりしなるべ  
 し。と云里。此ハ荒木田氏の考なり。お若子ハ壯子の通  
る。槻、落葉、別記ハ稱小て。來背若子。殿之稚子。毛津之稚子。毛野之稚子。  
緑子之若子など云里。○伊座家牟ハ。舊本小家留とあ  
 りて。一云家牟と注せる方の。理のなへるを用つ。一卷  
 十七 小。樂浪乃大津宮爾天下所知兼天皇之神之御言

能十三三小。葦原笑水總之國丹手向爲跡天降座兼五  
ホヨツチヨツカミ百萬千萬神之などある。家牟小同ケムく。そののみの事  
 を。おしをのりていふ詞なり。○安禮アレニケルカモ家留可毛ハ。舊  
 本小ハ。雖見不飽鴨とあり。これも一云とある方の。勝  
 れるを用つ。○歌意ハ。久米部の稚子のおをりませし。  
 といひ傳ふる。この三穗石室ハ。その世小ハ。いと壯觀  
 なる事なまけむを。あまこの年代を歴て。今見  
 れバ。さてもいそく荒廢アレふける事哉となり。

トキハ。ナス。イハ。ヤ。ハ。イ。マ。モ。ア。リ。ケ。レ。  
 常磐成石室者今毛安里家禮



騰トキハナス住家類人曾トモケルヒトツ子ナカリケル常無里家留。

常磐成ハ如常磐なり。五卷トキハナス小等伎波奈周迦久斯母カモト何母等とあり。○住家類人曾ハ久米部の若子をと云なるべし。○常無里家留ハ世間無常と悲歎て當昔と慕ふなり。○歌意ハ久き年代を經ふされど三穗石室ハ常磐の如く小猶存里てありけれどその住て座せしといひ傳ふる久米部の稚子ハあゞ名のみ残里てかけもかさちもなくなりふけるよ無常世ツ子ナキのことこりハせむ方なきものごととなり

石室戸爾イハヤトニ立在松樹マツノキ汝乎見者ナラミレハ

昔人乎相見如之ミカシノヒトヲアヒミルゴトシ

石室戸爾ハイハヤトニ戸ノ借イハヤト石室外イハヤトふなり。○立在松樹マツノキ在在字字拾拾ハ有とハ樹タテる松の木よといふが如し。○汝乎見者ハナラミレハ其方を見ればと云意ふて汝ハ松樹をさして云るなり。○昔人乎は久米部若子をと云なり。○相見如之ハアヒミルゴトシと訓べし。如之ハ之如を顛倒せるべしとをトめ思ひし如之と結めざる例ハ十六十九ふをあらざりけり。



然言君之鬢无如之シカイフキニガヒナキゴトシ五卷九小年トシ月波ハナ奈何流々ナガル其等斯ゴトシ

とあり此下ニ三十小榜去師船之跡無如フネノアトナキゴトシ四卷ニ三十小餓カ

鬼之後爾額衝如又キノシリニヌカヅダゴトシ五十成者吾胃截焼如ナレバアガキキリヤクゴトシ十卷ニ二十小

菊掃友生布如十一カクハエドモオヒシクゴトシ二十小木葉隱有月待如又コノハガケルキヨゴトシ四十小

除十方生及如シレドモオヒシクゴトシ四丁真毛君爾如相有マドモキニニアリシゴトシ是等の如を是等の如を

トと訓來れりトと訓來れりなどあるとも皆上の例小依てゴトシトと訓來れり

も皆誤なりも皆誤なりと訓べきことなりと訓べきことなりよくおもふふ凡之如といふときよくおもふふ凡之如といふとき

其雨乃間其雨乃間其雨乃間其雨乃間其雨乃間其雨乃間其雨乃間其雨乃間

入火之如入火之如入火之如入火之如入火之如入火之如入火之如入火之如

准知て餘ハ准知て餘ハ准知て餘ハ准知て餘ハ准知て餘ハ准知て餘ハ准知て餘ハ准知て餘ハ

見れば昔の久米部の稚子小直小相見ることありて

いと當昔の慕をるよとなり此歌六帖小ハ石室

戸小根延室樹汝見れば昔の人を相見ること載

里第二句ハ此下五十二丁小磯上丹根蔓室木見之人

乎とある歌の混れさるな里又可如とあるも後の

いのみ

な

門部王詠東市之樹作歌一

首



門部王ハ、類聚抄古寫本等小、後賜姓大原真人氏也。と注せり。一本ハハ、敏達天皇六代、孫、舒明天皇之後也。と注せり。六卷三十小ハ、此、王見えて、そこ小ハ、かく注せり。續紀ハ、和銅三年春正月壬子朔戊午、授无位門部王從五位下、六年正月丁亥、授无位門部王從四位下。此、十字、誤あるべし。他處の文の混入ある。養老元年正月乙巳、從五位下門部王從五位上、三年七月庚子、始置按察使、令伊勢國守門部王管伊賀志摩二國、五年正月壬子、正五位下、神龜元年二月壬子、正五位上、五年五月丙辰、從四位下、天平三年正月丙子、從四位上、十二月乙未、治部卿從四位上門部王等奏云々、六年二月朔、從

四位下門部王等垣歌為頭、九年十二月壬戌、從四位下門部王為右京大夫、十四年四月戊戌、授從四位下大原真人門部從四位上、十七年四月戊子朔庚戌、大藏卿從四位上大原真人門部卒と見ゆ、位階の次第疑あり。按、小四年より十四年までの間、故ありて位一階を減れけるもや。○詠東市之樹作ハ、詠云々作と書る例ハ、六卷小、詠思泥、埼作歌と云里、詠ハ咏吟義作ハ裁作義おれども、るる詠作ふて、ヨメルと訓べし、東市ハ、市小東西ありて、七卷二十小、西市爾但シノイチニク獨出而とあり、延喜式云、東市司西市司、云々、凡毎月十五日以前集東市、十六日以後集西市、と見えり、大和



國添上郡小古市村ありて。

古の東市の趾なりと云り

東市之殖木乃木足左右不相

久美宇倍戀爾家利。

市之殖木乃イナノミキノ殖殖字拾穂本は植と作り古市の衢木を殖られ

夏ありくと見ゆそハ木實を採又桑をも殖るハ葉と

と至て民用のさむけとせられなり雄畧天皇紀小

紺香市邊橋本古事記同條歌小夜麻登能許能多氣知

爾古陀加流伊知能都加佐爾比那閑夜爾淤斐陀氏流

波毘呂由都麻都婆岐ハビロユツマツバキなどあり又大和の海拓榴市と

いふも殖木ふよれる名なり又敏達天皇紀小阿斗桑

市とあるハ桑と生殖多るゆゑの名なり猶二卷橘之

蔭履路乃ハ衢爾とある歌ふつきて類聚三代拾延喜

式等と引て委云るを合考べし木足左右ハ借字木

垂及なり生長て枝葉の垂るまでといふ意なり十四

十六小可麻久良夜麻能許太流水乎麻都等奈我伊波

婆とありハ不相久美ハ相むて久くなれる故小の

意なりハ宇倍戀爾家利舊本小宇倍吾とあり吾宇倍



ハ、兼諾ふ意の辭なり。戀しく思ひけるハ、げふことこ  
りなる事と兼諾ふよくなり。本居氏の久美は兼莫  
宇倍ハ郁子なりと云  
る説ハ○歌意ハ、東市の殖木の、未若のりりの生長て、  
用ぎ 枝葉の垂るまで、年月久しき間、相ざるの故小戀しく  
思ひけるハ、げふこと  
こりなる事ととなり

クラツクリノスクリ マス ヒトガヨリ トヨクノミチノクチ 弄ノボル  
按作村主益人從豊前國上

ミヤコトキヨメルウタヒトツ  
京時作歌一首

按作村主益人ハ、傳未詳ならに、按作ハ氏村主ハ尸な  
り。和名抄ハ伊勢國安濃郡村主。須久  
利紀伊國伊都郡村  
主など地名小見えさり。此人六卷小見えて、内匠  
寮大屬按作村主益人、聊設飲饌、以饗長官佐爲王、と注  
せり。按字ハ、拾穂本小鞍と作るハ、さ久良と訓べき義  
ハ、字書小見えざれども、此集續紀など小見えざれば、  
古御國小て鞍と按とも作けるなるべし。辭を梓と作  
し、あぐひなり。畧解ハ、按ハ鞍字の省文なるべしとい  
へれど、これらハ省文てふるの小ハあ  
らざ  
るハ、字鏡小ハ、梳兼  
久良と見えさり



梓弓引豊國之鏡山不見久有

者戀敷牟鴨

梓弓引アツサユミヒキと云までハ豊トヨと云む料の詞なり契沖引音と

いふ心ヒキ引トヨクニ豊國とつゞけありと云里今按ヒキトヨム引響

といふ意ツツ引ツツ屬ツツけあるなるべし引ツツ引ツツ小音のあるこ

とは四卷ニ十小梓引アツサユミツツ瓜引ヒキ夜音トノトホトニ之遠音ニ爾毛モ二卷三十

小取持トリモタル流弓ユハズ波受ノササキ乃驟キ云々聞之ノカシク恐久一卷小梓引アツサユミ之奈

とある小冠てあるべし辞考小引引多多をむるといふ意いふ意

○鏡山カミヤマハ荒木田氏云豊前國小倉小方のき處小あり

とその國人藤原重名云里此下四十小河内王五葬豊前

國鏡山之時作歌二首あり○不見ミ久有者ハ鏡山を見

だて久ミくあらバと云なり戀ミる人ミと鏡山ミ小ミよせ見

ハ鏡の縁ミ小云るなり○歌意ハ今此國を發ミて京小上

るさへそこむく名殘ミとミきをまミして此鏡山の佳景

を見ミだして久ミくミなりミなミばミいミふミくミ戀ミく

思ミえれむミのミさミてミものミこミりミ多ミくミやミとミなり

式部卿藤原宇合卿被使改



ツクラナニハノミヤコヲトキヨメルウタヒトツ  
造難波堵之時作歌一首

藤原、字合、卿ハ、續紀小、靈龜二年八月癸亥、多治比、真人  
縣守、爲遣唐押使、阿倍安麻呂、爲大使、正六位下藤原朝  
臣馬養、爲副使、同己巳、授正六位下藤原朝臣馬養、從五  
位下、養老三年正月壬寅、正五位下藤原朝臣馬養、授正  
五位上、七月庚子、始置按察使、令常陸國守正五位上藤  
原朝臣字合、管安房上總下總三國、五年正月壬子、正四  
位上、神龜元年四月丙申、以式部卿正四位上藤原朝臣  
字合、爲持節大將軍、十一月乙酉、征夷持節大使藤原朝

臣字合等來歸、二年閏正月丁未、勅云々、授正四位上藤  
原朝臣字合、從三位勲二等、三年十月庚午、以式部卿從  
三位藤原字合、爲知造難波宮事、天平三年八月丁亥、爲  
參議、十一月丁卯、始置畿内惣管、云々、從三位藤原朝臣  
字合、爲副惣管、四年八月丁亥、爲西海道節度使、六年正  
月己卯、正三位、九年八月、參議式部卿兼太宰帥正三位  
藤原朝臣字合薨、贈太政大臣不比等第三子也、懷風藻  
小、正三位式部卿藤原字合六首、年三十四、と見えり、  
さて字合と書るも、馬養と書るも、同人なること、續紀  
小、て著し、聖武天皇紀小、廣嗣、式部卿馬養之第一子也、とも見えり、されば字合ハ、



ウマカヒの假字なり。後人ノギアピと訓る。字摩と書  
べきと摩を省き。丹治比を丹比安八磨さて合ハカフ  
の音なるをフをヒ小轉してカヒとあれるなり。地名  
保給黎雜賀な。こは旅人を淡等葛野を賀能長谷雄と  
と書る類なり。被使改造難波堵ハ堵字拾穂  
發昭とかける類なり。○被使改造難波堵ハ本小都と  
作るハ改免ある。堵ハ都。續紀小聖武天皇神龜三年  
と通用あること。既く云り。冬十月辛酉行幸癸亥行還至難波宮庚午云々。引上小陪  
從無位諸王六位已上才藝長上并雜色人難波宮官人  
郡司已上賜祿各有差四年二月壬子造難波宮三月已  
已知造難波宮事從三位藤原朝臣宇合等以下仕丁已

上賜物各有差と

ある此時なり

昔者社難波居中跡所言奚采

今者京引都備仁鷄里

昔者社者字拾穂ハ今小むのへて云里社は他小むの  
へてその一をちをさ一のふいふ詞なり。○難波居中  
跡ハ孝德天皇難波豐埼宮の遷ひよりこの御代ま  
で久しく故郷となれり。のば田舎といえれりなり。



居中ハ鄙國ふて、都をなれある地をいふ言意ハ、未  
 考得也。比本居氏ノ小鄙所なりといへりはあさらば、  
 波などを。比比那那といひしこと無きも。 ○今者京引ハ、  
 思ふべし。比比那那のことハ、既く委云り  
 引ハ、利字の寫誤なるべし。イマハコヤコトと訓べし。  
 利ハ、と化<sup>ナリ</sup>ての意なり。例ハ、一上の初ハ委云里。契冲<sup>イマ</sup>  
 ヤコヒキと訓るハああらび、都と遷をことと引とい  
 ふ如きことハ古語ふな<sup>六</sup>卷ハ寧樂都の故郷とな  
 れるを、悲みよ免る歌ハ皇之引乃真爾真荷とあるは、  
 引率のまふといふこととめて言異れり。都を引遷し  
 給ふといふこと ○都備仁鷄里ハ、コヤコビニケリと訓  
 とゆハあらび、○都備仁鷄里ハ、コヤコビニケリと訓  
 べし。備ハ、そのさまをいふ詞ゆて、夷備里備和備荒備  
 などいふ備ハ同ト。契冲<sup>イマ</sup>の都備ハ、都めくといふ心な

り。と云る其意なり○歌意

かくれらるところなり

# 土理宣令歌一首

土理宣令ハ土理ハ氏ハ卷ニ十ハ刀理トと作里宣令

ハ名なり。とノリと唱へし。又ハ唐風ハならひて、字

音の随ハ唱へし。の詳ならび、續紀ハ元正天皇養老五

年春正月戊申朔庚午詔云々。從七位下刀利宣令等退

朝之後、令侍東宮焉。懷風藻ハ正六位

上刀利宣令二首。年五十九と見えし



見吉野之瀧乃白浪雖不知語

之告者古所念

多ノシラナミ 瀧ノ字拾穂本小載瀑ハカノ宮瀧なるべし

テ白浪不知と同言を疊て連下しり○雖不知ハ盛

なり古昔のことは知ねどもと云なり吉野瀧を見

いふハ非む○語之告者ハ之ハその一をぢなるよしと思

えせさる助辭ふて語繼者なり告を能流と訓ときハ

と訓ときハ人ハ事を繼て述るよしなり言ハ述る事なり都具

所の離宮のありし往古の事のおもをるよといふな

り○歌意ハ盛なり古昔の事を親吾ハ見知るふ

ハあらねども語里傳へるるときけバ當昔のありさ

まの見如くおもをれて慕をるよとなり此離宮雄

畧天皇の御代よりありて世々の天皇行幸ありしな

れバいづれの御代をさして申せ里とい知るよ

# 波多朝臣少足歌一首

少字類聚抄ハ傳知ハ續紀小大寶慶雲年間小

波多朝臣廣足天平寶字年間小波多朝臣足人寶龜年



間小波多朝臣百足などいふ人

見えりこれら皆氏族小也

小浪磯越道有能登湍河音之

清左多藝通瀬每爾

小浪ハ二卷小志賀左射禮浪とあり彼處小委云里此

ハ小浪の磯と越と云意小大和の巨勢小いひのけと

るなり梓弓引豊國吾勢子乎乞許世山未通女等之袖

振山などよめると同いひのけなり○磯越道有ハ

磯ハ前小云る如く上よりの連小云るのこ小て巨勢

道小あると云るなり巨勢ハ既小云里奈留ハ爾在の

縮里とるなり○能登湍河拾穂木小河の下小ハ十二

丁小高湍爾有能登瀬乃河之とよ然り金槐集小白

浪の磯巨勢道なる能登湍河後も相見む水脉絶多也

ハとあり○歌意巨勢道小ある能登湍の河の激多里落

るその河瀬每小水音のいさぎ

よさるぐへむものなるとなり

暮春之月幸芳野離宮時中



モノマラスツカサオホトモノマツキテウケガリテ  
ミコトノウラヨミミヘルウタヒト

納言大伴卿奉勅作歌一

首并短歌未送奏  
上歌

幸芳野離宮ハ續紀小聖武天皇神龜元年三月庚申朔  
天皇幸芳野宮甲子車駕還宮とあり○中納言大伴卿  
ハ旅人卿なり傳此上小委云至元正天皇養老二年三  
月小中納言と爲賜へ至○注の未送云々の五字ハ家  
持卿の注なり送ハ類聚抄ハ至異送ハ  
本ハ送と作り送ハ  
るベシ送ハ送小同ト經小通用る字なり

見吉野之芳野乃宮者山可良  
志貴有師水可良思清有師天  
地與長久萬代爾不改將有行  
幸之宮

ヤマカラシカハカラシ  
山可良志水可良思  
水字舊本永ハ誤れり今ハ志思ハ  
類聚抄異本等ハ從つ  
共その一トさぢなるを思をせとる助辭ふて山故川故



の意なり。神隨と書て、隨をナガテとよむ。そのナを省  
 ける言と、おもふに、既く委云。凡  
 て人びら、身びら、世びら、日びら、事びら、家びら、手びら、  
 所びら、などいふびらも、みか故の意より轉れる言あ  
 り。水字カハと訓例ハ、二卷小委云。里○貴有師ハ、次  
 不盡山の歌小、神左備手高貴寸とある小同。有師ハ、  
 有らしといふ意なり。○清有師ハ、下の神岳の歌小、河  
 四清之十卷小、河乎淨などある小同。有師ハ、上小同  
 ト○天地與云々ハ、神代紀、天照大御神、大御詞小、寶祚  
 之隆、當與天壤無窮者矣とあるとを、とめて、此、下  
 小、天地與彌遠長爾萬代爾如此毛欲得跡、十三、五、小、天  
 地與日月共萬代爾毋我かどよゑる類小て、行末の久

一のらむことを、賀祝せざるなり。○不改將有六卷、四、十  
 小、百代爾毛不可易大宮處と久邇、新京と讀てよめ  
 り。○行幸之宮、イデマシノミヤ、宮字、處と作る本もあ。それ依バ、  
 宜方ハ、即離宮をいへ。里○歌意かくれとるところな

反歌

昔見之象乃小河乎。今見者彌



清成爾來鴨。

サヤケクナリニケルカモ

昔見之ハ當昔小吉野の行幸小從駕給ひしことのお  
里しをいふなるべし○象乃小河ハ蜻蛉川のたぢ小  
て今喜佐谷村といふを流るゝ川をいふなるべし一  
卷小象乃中山六卷小三吉野乃象山際乃木末爾波と  
も見えしり○彌清ハ當昔よりも彌益里て清浄くお  
りふけるといふなり○歌意かくれしところなし  
下小同卿太宰帥ふなりて後よ絶る歌小吾命  
毛常有奴可昔見之象小河乎行見鳥とあり

山部宿禰赤人望不盡山作

ヤマベノスタチアカヒトガミデフジノヤマラヨメル

歌一首并短歌

ウタヒトツマタミジカウタ

山部宿禰赤人この人の傳未詳ならび此姓ハ書紀顯  
宗天皇卷小伊與の來目部小楯といふ人小初て山部  
連の姓を賜ひその後天武天皇卷小十三年十二月己  
卯山部連賜姓宿禰と見えしりさて此上小續紀を引  
て云しる如く桓武天皇と初山部王と申しけるの故  
小山部の姓を山小改めよと延暦四年の詔小見えし



れば、そののみハ、山部宿禰を、山宿禰小改めけるなるべし。さて桓武天皇の諱小觸ぬ前の姓をバ、避ざり。故小古き物小山部とあるをバ、なる其まゝ、小ておきしなるべし。但しそれも、字小ハ山部と書て、語小ハヤマとの之唱へしなるべし。これいをゆる例のよみく書て、トモとの之唱、さてそれハ、そのかみのこと小こへし類なるべし。そあれ、後まで永く諱避べき小あらざれば、古今集序あど小も、山部と書て、そのまゝ、小ヤマベと唱へしなるべし。但古今集序舊本小山の邊の赤人とありき、漢文序小、山邊、赤人とあるせるなどハ、かの集撰べるよりハ、後小書誤れるもの、山部と山、かくて此集邊とハ、もとより別氏なま、混べゐらざり。

十七、家持卿書牘小、幼年未逕山柿之門、裁歌之趣詞、失乎藁林、まゝ山柿、詠泉、此此如、幾古今集序小、又山部、赤人といふ人ありけり、歌小奇く妙なりけり、人麻呂ハ、赤人の上小あり、むことか、さく、赤人ハ、人麻呂の下小あり、む事か、さくなむありける、など見えて、古より人麻呂小亞ツギさる、上手の稱ある事、かくれなし、〇不盡、山ハ、都氏、富士山、記云、富士山者、在駿河國、峯如削、成直聳、屬天、其高不可測、歷覽史籍、所記、未有高於此山者也、其聳峯、鬱起、見在天際、臨瞰海中、觀其靈基、所盤連、亘數千里間、行旅之人、經歷數日、乃過其下、去之顧望、猶在山下、



蓋神仙之所遊萃也。云々。古老傳云。山名富士。取郡名也。とあり。郡名小取。さりとていふことハ定。のさし。もと山。その本末ハ。今きむむべ。あら。但。竹取物語。不死。山の義。といへる。ハ。こと。さら。小。設。けて。滑。誓。ふ。云。る。の。こ。ふ。て。不。死。ハ。字。音。ふ。れ。バ。本。義。ふ。ハ。あ。ら。ぬ。こ。と。さ。ら。なり。高。田。の。あ。ふ。の。ま。ま。ふ。て。巔。の。穴。より。息。吹。お。こ。れ。もと。吹。息。穴。の。つ。ま。ま。ふ。て。巔。の。穴。より。息。吹。お。こ。れ。る。の。ゆ。ゑ。の。名。ふ。や。と。云。里。此。説。ハ。非。也。も。さ。る。ふ。倒。の名。なら。バ。息。吹。穴。と。こ。そ。い。ふ。べ。き。理。ふ。れ。吹。息。ハ。倒。なる。言。様。なる。を。や。○。から。ふ。み。義。楚。六。帖。ふ。日。本。國。都。城。東。北。千。餘。里。有。山。名。富。士。亦。名。蓬。萊。其。山。峻。三。面。是。海。一。泉。上。聳。頂。有。火。煙。日。中。上。有。諸。宝。流。下。夜。即。却。上。常。聞。音。樂。徐。福。止。此。謂。蓬。萊。至。今。子。孫。皆。曰。秦。氏。此。是。後。周。世。祖。頭。德。中。日。本。僧。弘。順。所。語。也。と。あり。又。焦。氏。筆。衆。と。い。ふ。物。小。日。本。國。名。倭。國。東。北。數。千。里。有。山。名。富。士。又。名。蓬。萊。國。中。最。高。山。三。面。皆。海。一。泉。直。上。頂。有。火。烟。云。々。と。も。見。え。さ。り。も。る。こ。ま。さ。て。集。中。小。不。盡。布。士。布。任。不。自。で。も。名。高。き。事。知。べ。し。

布時布自など書さるハみな假字な

り富士と書る假字ハ古見えび ○作字舊本脱今補

天地之分時從神左備手高貴

寸駿河有布士能高嶺乎天原

振放見者度日之陰毛隱比照

月乃光毛不見白雲母伊去波



伐加利時自久曾雪者落家留。

語告言繼將往不盡能高嶺者。

天地之云々谷川氏云今按此山與開闢俱在可以見而  
世言孝靈帝時涌出者固不足信耳○天原振放見者ハ  
高嶺聳て天小屬る故高天原まで遙々小仰ぎ見放る  
なり十四四小ハ直小安麻乃波良不自能之婆夜麻と  
もよめりさてかく二句と連けざる例ハ二卷小天原  
振放見者大王乃御壽者長久天足有とあるとをいじめ

てかゞぐ小見えさり○度日之ハ大虚と經度る日之  
と云なり○陰毛カゲモ隱比ハ山カクロヒの甚高くて日光さへも障  
里カクル隱るよくなり可久里カクリと伸て可久呂比カクロヒといへるハ  
その緩なるをいふこととあてありそめ小隱るゝさま  
小あらび○光毛ヒカリモ不見ハ光さへも見えびといふなり  
○白雲母シラクモハ白雲さへもといふの如し○伊去波伐加  
利イハハ類聚抄拾穂本等小従つハ伊はそへ言ふてこ  
の嶺の高き小憚り恐れて得行とゞのぞて雲も中空小  
あると云此詞次の歌小も見ゆ又下釋通觀歌小見吉  
野之高城乃山爾白雲者行憚而棚引所見ともあり○



時自久曾ハ何時といふ定まりもなく時ならぬその  
意なり。非時不時など書てかくよめり。既く委云里○  
雪者落家留ハ富士山記小其頂上宿雪春夏不消とあ  
るの如し○語告ハ語繼なり○言繼將往イヒツギユカム往字拾穂本  
は末の代ふも未見ぬ人ふも語傳言繼往むとなり  
往ハ往向ユクサキの往小て經往ことなり五卷三十一丁小言靈能  
佐吉播布國等加多利繼伊比都賀比計理  
とあり○歌意かくれとるところなり

# 反歌

田兒之浦從打出而見者真白  
衣不盡能高嶺爾雪者零家留

田兒之浦從ハ田兒の浦より沖の方へといふ意なり。  
田兒ハ此上小晝見騰不飽田兒浦と見え又十二四十  
小後居而戀下不有者田籠之浦乃海部有申尾珠藻オクレ井テモツアラズバタコノウラノアマナラミシラタモモカル  
荊カサとよめるも同處ならむ駿河國清見埼より東へ行  
ハ今薩埵坂といふ山の下の渚小昔の道ありそこよ  
り向の伊豆の山の麓までの海田兒浦なり右の岸陰



の道を東へ打出れば其入海越ふ不盡見ゆると云里  
 從ハ此處より彼處よりのよりふて重き詞なり。後世此歌  
 を田子の浦ぬといふハ誦誤とるなり。あられども  
 田子の浦よりもやめて彼高嶺ハ見やらるれバふと  
 云るなるべし東關紀行ハ田子の浦ぬ打出て富士の  
 高嶺を見れば時分ぬ雪なれどもなべていまも白妙  
 ふハあらはとあるせり此も田子の浦ぬて直ハ富士  
 を見よるさまなりされど今の歌ハ田子の浦より打  
 出て沖の方より隈なく見よるさまなれ  
 〇打出而見  
 者ハ打ハいひおこは詞ふて上ハ云里田兒の浦より  
 海の沖の方へ船漕出て不盡山を見ればといふ意な  
 り〇真白衣ハマシロクソと訓べし。マシロニソとよ  
 然るもむげふあ  
 シロクといふときハ真白の詞用言なりマシロニと

いふときハ真白の詞體言なりこの差異あることを  
 辨て猶よく考ふるふこゝの如きは體言ハ云むハ志  
 をらく後の風  
 〇歌意ハ田兒の浦より海の沖の方へ  
 船漕出て不盡山を見れば残る處もなく真白ハ雪そ  
 ふまけるとなり打見よるけしきとそまらふなめ  
 るふて何のむつあしき事もあきとそをりのけし  
 き目前ふりのぶやり小思たるハ上手の歌なれば

な里。ああるを田兒の浦ぬ打出て  
 見れば白妙の不盡の高嶺ふ  
 雪ハふりつと改めて人口ふ  
 傳しめあるハいとあさまし  
 ヨメル  
 フ  
 ジノ  
 ヤマヲ  
 ウタ  
 ヒト  
 ツ  
 マタ  
 ミジカ  
 ウタ

詠不盡山歌一首并短歌



短歌の下小拾穂本小

笠朝臣金村五字あり

奈麻余美乃。甲斐乃國打縁流。

駿河能國與己知其智乃國之

三中從出立有不盡能高嶺者。

天雲毛。伊去波伐加利飛鳥母。

翔毛不上燎火乎。雪以滅落雪

乎。火用消通都言不得名。付不

知靈母座神香聞石花海跡名

付而有毛。彼山之堤有海曾不

盡河跡人之渡毛。其山之水乃



當知鳥日本之山跡國乃鎮十

方座神可聞寶十方成有山可

聞駿河有不盡能高峯者雖見

不飽香聞

奈麻余美乃ナマヨミノ余字類聚抄全とハ枕詞なり生善肉之  
なるべし甲斐とかゝるハ貝の意なり貝とハ白蛤

貝などを主と云ことふして其ハ生の肉を膾ふど小

して食ふが殊更小味善きものあればかく云と景行

紀小五十三年冬十月至上総國從海路渡淡水門云々  
仍得白蛤於是勝臣遠祖名磐鹿六鴈以蒲為繼白蛤為  
膾而進之云々と善きものを善某と云例ハ善詞吉事  
有を思合へし

などいふ是なり肉をこと云ハいをゆる作肉刺肉な

と云るふて知べし又神武天皇紀御歌小多智曾廢能

未迺那鷄句搗とあるも肉の無くとの意ふて鯨の肉

を云ふし荒木田氏いへり又鮪といふ魚の名も繁肉

なるべしと同人云里冠辭考の説○打縁流も枕詞な

り大神景井云まづ駿河と云國號の起れる本義と推



て考ふる小此國大河ありて甚疾水音の四方小動<sup>ユス</sup>轟<sup>トコ</sup>  
くより<sup>ユリカク</sup>動河國とそ負けむと後小須留河國と訛<sup>ヨチマ</sup>里つ  
る小やとそおもたるゝさて此枕詞ハその本義と得  
て打<sup>ウチ</sup>動<sup>ユス</sup>河と疊ね續けつらむと云り今按<sup>ユスル</sup>小由須流  
てふ言ハ七卷小大海之磯本由須理立波之云々古事  
記小高天原<sup>ユリテ</sup>動而八百萬神共咲<sup>ウラキ</sup>藥師寺佛足石碑歌小  
美阿止都久留伊志乃比鼻伎波阿米爾伊多利都知佐  
閑由須禮云々源氏物語賢木小宮内ゆきりてゆゝ  
り泣<sup>ナク</sup>滿<sup>ミツ</sup>よりりつゝ物語小山くづれ地これさけて七  
山ひとつ小ゆきりあふなど猶多<sup>ユ</sup>さて駿河の名義

ハ右の如く動<sup>ユリガハ</sup>河の又薦<sup>スルガハ</sup>河の義ふてもあらむの<sup>想</sup>風<sup>土</sup>國  
記小薦<sup>スル</sup>河者依<sup>スル</sup>其<sup>スル</sup>河流薦<sup>スル</sup>々而不知<sup>ス</sup>淀溜<sup>ウ</sup>也所謂<sup>シ</sup>志<sup>ツ</sup>通<sup>ハ</sup>波  
他河不<sup>ガ</sup>二<sup>ジ</sup>河大<sup>ナ</sup>堰<sup>カ</sup>河也とあるの如<sup>シ</sup>但<sup>レ</sup>此<sup>ノ</sup>想<sup>ハ</sup>國<sup>ノ</sup>風<sup>土</sup>記  
といふ物ハ後人の手<sup>ニ</sup>出<sup>ス</sup>るもの<sup>ニ</sup>あて<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>説<sup>ハ</sup>信<sup>ズ</sup>  
る小似<sup>シ</sup>たり既<sup>ニ</sup>く齊藤<sup>ノ</sup>彦麻呂<sup>ノ</sup>諸國名義考<sup>ハ</sup>小<sup>シ</sup>此<sup>ノ</sup>國  
小駿河郡ありも<sup>ト</sup>其<sup>ノ</sup>地<sup>ヨリ</sup>出<sup>ル</sup>る名<sup>ナ</sup>なる<sup>ベ</sup>し<sup>キ</sup>小  
て此國<sup>ノ</sup>川<sup>ハ</sup>山<sup>ヨリ</sup>落<sup>テ</sup>海<sup>ニ</sup>入<sup>ル</sup>る水<sup>ノ</sup>猛<sup>烈</sup>い<sup>キ</sup>づ<sup>レ</sup>小  
よ<sup>リ</sup>て<sup>ハ</sup>尖<sup>ガ</sup>河<sup>ニ</sup>國<sup>ト</sup>云<sup>ハ</sup>なる<sup>ベ</sup>し<sup>キ</sup>打<sup>チ</sup>動<sup>ユス</sup>河<sup>ト</sup>ハ<sup>ハ</sup>つ<sup>レ</sup>小  
ま<sup>レ</sup>大<sup>ノ</sup>河<sup>ニ</sup>依<sup>ル</sup>る<sup>ニ</sup>號<sup>ス</sup>る<sup>ニ</sup>打<sup>チ</sup>動<sup>ユス</sup>河<sup>ト</sup>ハ<sup>ハ</sup>つ<sup>レ</sup>小  
べきもの<sup>ナ</sup>り<sup>ニ</sup>冠<sup>ス</sup>辭<sup>ヲ</sup>考<sup>テ</sup>打<sup>チ</sup>動<sup>ユス</sup>河<sup>ト</sup>ハ<sup>ハ</sup>つ<sup>レ</sup>小  
む<sup>シ</sup>廿<sup>ニ</sup>卷<sup>ノ</sup>十<sup>ノ</sup>小<sup>ノ</sup>和<sup>ハ</sup>伎<sup>ノ</sup>米<sup>ノ</sup>故<sup>ト</sup>等<sup>ト</sup>多<sup>ク</sup>利<sup>ハ</sup>和<sup>ハ</sup>我<sup>ガ</sup>見<sup>ル</sup>之<sup>ノ</sup>字<sup>ヲ</sup>知<sup>ル</sup>江<sup>ノ</sup>須  
ル<sup>ス</sup>流<sup>ル</sup>河<sup>ガ</sup>乃<sup>チ</sup>彌<sup>ラ</sup>良<sup>ハ</sup>波<sup>ハ</sup>苦<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>志<sup>ス</sup>久<sup>ク</sup>米<sup>メ</sup>阿<sup>アル</sup>流<sup>ル</sup>可<sup>カ</sup>とあるも同<sup>シ</sup>  
流<sup>ル</sup>須<sup>ス</sup>流<sup>ル</sup>河<sup>乃</sup>彌<sup>ラ</sup>良<sup>ハ</sup>波<sup>ハ</sup>苦<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>志<sup>ス</sup>久<sup>ク</sup>米<sup>メ</sup>阿<sup>アル</sup>流<sup>ル</sup>可<sup>カ</sup>とあるも同<sup>シ</sup>  
打<sup>チ</sup>縁<sup>ル</sup>流<sup>ル</sup>と<sup>ハ</sup>打<sup>チ</sup>江<sup>ノ</sup>須<sup>ス</sup>流<sup>ル</sup>とい<sup>ハ</sup>へ<sup>ニ</sup>○<sup>コ</sup>己<sup>チ</sup>知<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>智<sup>ヲ</sup>乃<sup>チ</sup>智<sup>ノ</sup>字<sup>ヲ</sup>類<sup>シ</sup>聚<sup>ス</sup>抄<sup>ス</sup>  
る<sup>ハ</sup>東<sup>ノ</sup>語<sup>ノ</sup>故<sup>ナ</sup>なる<sup>ベ</sup>し<sup>キ</sup>○<sup>コ</sup>己<sup>チ</sup>知<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>智<sup>ヲ</sup>乃<sup>チ</sup>智<sup>ノ</sup>字<sup>ヲ</sup>類<sup>シ</sup>聚<sup>ス</sup>抄<sup>ス</sup>  
り<sup>ハ</sup>此<sup>ノ</sup>方<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>方<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>なり<sup>コ</sup>ハ<sup>ハ</sup>荒<sup>ノ</sup>木<sup>ノ</sup>田<sup>ノ</sup>氏<sup>ノ</sup>甲<sup>ノ</sup>斐<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>方<sup>ノ</sup>



駿河國の此方とふつ小分る詞なりと云る如し。此  
詞の例既く委云里○國之三クニノミナカニ中從ハ國の真中小とい  
をむのごとし。三ハ真小通ひ。從ハ爾小通ふ。十四小佐刀乃美奈可爾  
ともあり○出立有立字舊本之小誤れり類聚抄小從  
つ○天雲毛ハ天雲さへもといふ如し富士山記小  
此山高極雲表不知幾丈○伊去波伐加利イキハガカリ伐字舊本小  
類聚抄拾總ハ上小出つ○飛鳥母ハ飛鳥さへもとい  
本等小從つトビモノホラスふの如し○翔毛不上ハ鳥の翔上ることを得ざるな  
り○燎火乎モルヒヲ燎字類聚抄小燈とハ富士山記小頂上有  
平地廣一許里其頂中央窪下體如炊甑々底有神池々

中有大石々體驚奇宛如蹲虎其甑中常有氣蒸出其色  
純青窺其甑底如湯沸騰其在遠望者常見煙火後紀小  
延曆十九年六月癸酉駿河國言自去三月十四日迄四  
月十八日富士山嶺自燒晝則燒氣暗暝夜則火光照天  
其聲若雷灰下如雨山下川水皆紅色也日本紀畧小延  
曆廿一年廢相摸國足柄路開管荷途以富士燒碎石塞  
道也三代實錄小貞觀六年駿河國富士郡大山忽有暴  
火燒碎崗巒など見えり。から籍清異録小吳越孫總  
監兼佑富傾霸朝用千金市  
得石録一塊天質嵯峨如山命匠治為博山香爐峯尖上  
作一暗竅出煙則一聚而且直德凌空實美觀視親朋傲  
之呼不二山云々かれば不盡の煙の事ハもろこれ  
まで名高のりなりさて上伴の如く見えこれ



バ延曆貞觀の頃ハ殊小甚しく焼くなりさてその後  
までもそきく常小煙の立し事富士山記小常見煙火  
とあるふてあらる都氏ハ元慶三年小卒されあり  
然るを古今集序小今ハ富士の山も煙立だありとい  
へるハ延喜の頃小ハ煙立ざりなるべしされど其  
後兼平七年丁酉十一月某日甲斐國言駿河國富士山  
神火埋水海と紀畧小見え長保元年三月七日石神祇  
官并陰陽寮仰云駿河國言上解文云日者不字御山燒  
由何崇者即ト申云若怪所有兵革疾事歟者と本朝世  
記小記又長元六年癸酉二月十日駿河國言上去年  
十二月十六日富士山火起自嶺至山脚と紀畧小いへ  
り又天喜の頃の更科の記永仁のいさよひの記等小  
も燃し事見え ○雪以滅ハユキモチケチと訓べし以  
さりと云り  
をモチと訓例ハ上小云里滅とケチと訓ハ古言なり  
字鏡小謂火滅為燧火人知乎佐牟伊勢物語小とも  
氣知とありケチハケシといふ小同ト立と夕シ持と

モシ放とハナシ地とツシ歩とカシなど云る如く古  
言小知と志と多く通ハ云里○言不得ハイヒモカ  
子と訓べし舊本小イヒカ子テと訓るハ同ドヤリハ  
よめる ○名不知ハ名の下附字落ある歟次句小も名  
ハ非ズ 付而有毛とあると思へし又此下五十六挽歌小も言毛  
カ子ナツケモシラニ 不得名付毛不知と見えり契沖こゝの心ハ言語道  
斷心行處滅といふのごとくかゝるあやしきことハ  
そのことごとりとはいふ事もあるをば何となづくべき  
名ともあらざると稱美する詞なると云里○靈母ハ上  
ふ出るり○座神香聞ハ即此山とさしていへり此山



小こと小神いませども、それを申せる小いあらぬ。此山  
小座神ハ、神名帳小、駿河國富士郡淺間神社名、香聞ハ、  
神大富士山、記小、山有神名淺間大神など見ゆ。  
歎息辭ふて、後世の哉小同ド○石花海ハ、契冲仙覺抄  
小富士の山の乾の角小侍る水海なり。凡て富士の山  
の麓小ハ、山を欠ぐりて、ハの海有とふむ申す。石花海  
と申ハ、かのハの海の、其一ナリと云。今案此、集小云  
るハ、世小富士蓮肉として、常のよりハまる小おろきあ  
るも、數珠ズなど小をると出を沼と云る、歟蓮肉と云る  
ハ、黄實ととみゆる。さて今こゝ小、その山のつゝ、免る  
海とといへるハ、鳴澤の異名なるべき小や、さらでハ、

つゝ免る海と云詞かなを、海といひのでいをむと  
難ぜむ。澤ともいふべのらびさき小、あら山中小海と  
成のも、とよ免るも、池のひろく深きを云る小、准ドて  
知べし。第十四東歌小、さぬらくハ玉のをむの里こふ  
らくハふドのゑのねのなるさ、をのごと、よ免るこ  
れなりと云。上巳按、小ハの海といふことハ、おやつこの  
なけれど、も一海ハあり一ならバ、かの鳴澤も、其中の  
一。但しかのハの海ハ、麓の方小ありと見ゆれば、鳴  
澤ハ、其とハ又別なる小や、高嶺の鳴澤とよみされバ  
なり、されバ鳴澤ハ、上小引くる富士山、記小、神池と云



る其なるべし。いづれふまれ。石花海ハ。剡水海と云一  
ものなり。その水海も。なる四方小山のめぐりされバ。  
鳴澤ならでも。つゝ。免る海と云む。小難なし。三代實  
録。小負觀六年五月廿五日。駿河國富士郡大山。其勢甚  
熾。燒山方一二許里。西北有木栖水海。所燒巖石。流埋海  
中。同年七月十七日。甲斐國言。駿河國富士大山。忽有暴  
火。木栖并剡兩水海。水熱如湯。魚鼈皆死。百姓居宅。與海  
共埋。兩海以東。亦有水海。名曰河口。口當海。火焰赴向河  
口。海水栖剡等海。未燒埋之前。地大震動云々。七年十二  
月九日。異火之變。于今未止。遣使者檢察。埋剡海千許町。

日本紀畧。小養平七年十一月。甲斐國言。駿河國富士山。  
神火埋水海。など見えり。此。養平の火。小水海ハ絶一  
小也。石花をセと訓ハ。和名抄。小兼名苑注云。石花。花或  
二三月。皆紫舒花。附石而生。故以名之。和名勢とあり。是  
をかりてかけるなり。○堤有海曾ハ。此山のめぐり包  
免る水海を。といふなり。字鏡。小坡陂同作。以土壅水也。  
豆々牟と見ゆ。堤といふも。水と包むよりの名を。○不  
盡河跡ハ。皇極天皇紀。小東國不盡河邊。人三代實録。小  
富士郡蒲原驛。遷立於富士河。東野富士山。記。小有大泉。  
出自腹下。遂成大河。其流寒暑水旱。無有盈縮。六帖。小不



盡河のせも清べくも不所念戀しき人の影し見えね  
バ、躬恒家集も逢むとハ思ひ渡れど不盡河の遂も  
まぢハ影も見えども、續古今集も流れてと思ひも  
のと不盡河の如何様もも澄むなりけむなど見え  
さり、跡ハとての意なり。○水乃當知鳥ミツノタケチツ知字、舊本脱  
速見落當知足とあるも依て補、馬鳥ともも集中ヲと  
べし、鳥字、拾穂本もハ焉と作り、リ、十、卷、瀨、乎  
訓ツと訓べき處も、多く書王○日本之ハ、枕詞なり、此  
ハ、御國ハ、天津日の大御神の生ませる、本つ御國なる  
謂ふて、日の本國なる、倭といふ義のとも聞ゆれど、志  
のふハあらど、こハ日本ニ、ホムといふ字もつきて、いひをド

めさる詞ならむ、藤原、良經公の、我、國ハ、天照神の末  
み給ひしごとく、本居氏、國號考もハ、たゞあひへる  
意もとれ、思ふ事あれど、古ハさあるも、さあ  
らせまわしく、思ふ事あれど、古ハさあるも、さあ  
て、後、世のごと、異國ハ對へて、皇朝のこと、も尊きよ  
を、彌、い、ひ、し、や、う、の、趣、ハ、一、つ、も、見、え、さ、る、こ、と、な、  
けれバ、あ、る、あ、ら、ど、と、そ、お、も、を、る、と、さ、て、日  
本といふハ、異國へ示さむさめ、孝徳天皇、御代も、新  
小建賜ひし號なり、と國號考も云るが如く、かくてそ  
の日本と云ハ、この推古天皇の御世も、日出處、天子と  
のさまひ遣をしと、同し意をえなれば、その意を得  
て、後も日本の字も、比能毛登ヒノモトといふ訓を、設けさるま  
り、それやがて、御國の一名となれるあら、あきづきま



倭と云る類小。日本之倭といひつゞけたるなり。續後  
 紀十九興福寺僧長歌小。日本乃野馬臺能國遠云々日  
 本乃倭之國波云々と有○山跡國乃ハ日本國之小て。  
 天下大八島をいふ○鎮十方云々。寶十方云々ハ此山  
 の靈徳を稱へたるなり。鎮ハ書紀神功皇后卷小。搗荒  
 魂爲軍先鋒請和魂爲王船鎮續紀廿五詔小。國乃鎮止  
 方皇太子乎置定天之心毛安久於多比仁在止云々。な  
 ど見えり○座神可聞イヌカミカモ。神字類聚抄活字本拾  
 總本等小ハ祇と作里。上小出  
 くる小同ト○歌意か  
 くれるところなり

# 反歌

不盡嶺爾零置雪者。六月十五

日消者。其夜布里家利。

零置雪者者字類聚抄ハハと作りハフリオケルユキハと訓べ

十七丁立山歌小。多知夜麻爾布里於家流由伎能

等許奈都爾と見ゆ○十五日消者ハモチニケヌレバ  
 と訓るよろし。十五日ハ十五日夜の月を満月の義小

山部大入の歌  
 ふふのねふ  
 云々  
 此歌ハふトの  
 雪のふトの  
 小消ぬこと  
 いへるありそ  
 れをみふ月の  
 もちふも消ぬ  
 ふトのあら雪  
 とよみくらむ  
 ふハかいふて  
 の歌よみある  
 べもちふけ  
 ぬれバといへ  
 るふむいひあ  
 らばとらうき  
 今此歌の情を  
 考ふるふトの  
 雪の常ふきえ



ぬを見ていみ  
しき高山あれ  
ば寒くてさ  
ざることり  
ハあらぬさ  
なきことり  
なりてなべて  
の雪といふも  
のハふりてハ  
きえ消てハ  
れハふりの雪  
もかならばさ  
やうならむ  
きえしとりの  
見えぬハあや  
しとあな  
みめやまら  
て思ひえり  
ふりてい  
き高山なれば  
雪も消てよ

て毛知月といふとそれより轉じて十五日を毛知乃  
日と云々氣ハ消の縮まるなり○歌意ハ六月十五  
日ハ暑の正中なれば時ならび小降置る雪も暑さ小  
堪ざしてあなハ消ぬれどもやめて其夜小降繼て  
實ハ消る間もなしと雪の甚くふるさまと云るお  
り契冲云駿河國風土記小此山小積置てある雪の六  
月十五日小消て子の時より下ふハ又降のをると古  
抄小見えと置るハ小其書を見ざれば信がハ此  
歌ハふりつぐよといをむとてその夜ふりけり  
いふなるべ  
宋景濂詩小絶入層霄富士山蟠根直壓  
三州間六月雪花純素純何處深林覓白

てこと所と  
ハことあるハ  
一此山小ふり  
おける雪ハみ  
本月のもちの  
あつさかり  
のかぎり小消  
てその夜ふり  
けりさるのら  
小消しとりの  
見えぬハこそ  
とあらぬ事と  
いへる歌ゆて  
いとくあられ  
ふのさかりま  
こと小歌の情  
ハかくこそあ  
らまわけれ  
さる野と  
あつさかりの  
歌と此歌と

鴨とあり六月小雪の降こ  
とハ異國人までも知り  
○拾穂本小此間小詠不盡  
山歌一首高橋蟲麻呂の十三字あり歌左の注なり  
ハ蟲麻呂歌集中  
小出されバ蟲麻  
呂の作とおも  
ひ誤るるゆや

布士能嶺乎高見恐見天雲毛

伊去羽計田菜引物緒

高見恐見ハ高さ小恐さ小といふ意なり山の秀て高  
さ小雲も得届のび貴く恐てさ小雲も恐れ憚るよ



あせせておる  
へハ赤人ハ人  
麻呂のーも  
こゝもことか  
こゝとも歌ふ  
あやしくこゝへ  
ありともい  
れつる貫之主  
ハ歌のさまた  
よくあられ  
る人ありとぞ  
おもひいられ  
ける。こゝと万  
葉集のむのー  
今の注さくど  
もふ此もちあ  
けぬれハの歌  
とふトの響ハ  
まことふぬ  
月のもちふ消  
てその夜ふる

ものーやうゆ  
こゝろえてこ  
ともなげふと  
けるハむげふ  
歌の情と見え  
らぬときこと  
なりけりまこ  
とふさやうか  
らむハ山部  
大人のとむた  
もえれぬつこ  
なきんてこ  
歌なり響のき  
ゆをのりあつ  
からむふいの  
でこの夜の  
るべきはよめ  
らぬ事とおも  
ひいふのあそ  
れなる歌の情  
なりそれと見

なり○伊去羽計イキハカリ計ケイ字類聚抄拾穂本等ハ介上小出  
り十二ニ小赤駒之射去羽計真田葛原とあり○  
田菜引物緒タナヒキモノ菜ナ字舊本菜小誤れ至類聚抄物緒ハ言を  
含め餘ムもる辭なり二卷ニ小吾乎待跡君之沾計マツトキミガスレケ  
武足日本能山之四附二成益物乎ムアシヒノキノヤマノシヅクニナラマシモノヲとある物乎小同ト  
この緒ヲと余ヨといふハ甚あらぬことなり○歌意ハ不盡  
る詞なりといふハ疑なるべし  
の嶺ノ秀て高さ小得届ノび貴く恐さ小得多な引比  
天雲さへもかるとまで恐れ憚る山なるものと誰ノ  
ハ此山の高く貴く靈異クシビあるを恐まざらむとのよ  
なり○右歌等長一首短二首宮地春樹翁云この上下皆赤人

の歌ふいて且此歌の調も赤人の口氣な  
れハ同人の作なること疑なるべし

右一首高橋連虫麻呂之

歌集中出焉以類載此

集字舊本小なきハ

脱もるなるべし

山部宿禰赤人至伊豫温泉

作歌一首并短歌



とらぬいふ  
一へのよき歌  
のさまとていふ  
とびあつたさ  
るゆゑふ心の  
およだぬみぞ  
ありけるさや  
りふ古歌をな  
むざりみ見通  
していきてて  
柿本山部のふ  
さりの大人の  
歌のあえれあ  
る情のふりき  
ことへさるふ  
あられい  
雅澄按ふ此  
歌ハ舊本ハ  
作者の名と  
開されバ誰  
の歌とも定

伊豫温泉ハ古事記允恭天皇條小故其輕太子者流於  
伊豫湯也書紀舒明天皇卷小十一年十二月己巳朔壬  
午幸于伊豫温湯宮天武天皇卷小十三年冬十月大地  
震云々時伊豫温泉没而不出和名抄小伊豫國温泉湯  
郡神名帳小同郡湯神社などあり今世道後の湯と云  
て名高くめでるき温泉なり今其地を一萬村と呼  
伊豫國風土記小湯郡大穴持命見悔耻而宿奈毗古那  
命欲活而大分速見湯自下樋持度來以宿奈毗古那  
而浴瀆者瀆浴通整間有活起居今キキコト然詠曰眞整寢哉踐健跡處今  
在湯中石上也凡湯之貴奇不神世時耳於今世染疾病

めろこ拾  
穂本ハ笠  
朝臣金村の  
歌とせりこ  
と上注せ  
るごとし又  
赤人の歌ハ  
つゞきされ  
ハ同人の作  
まらむとい  
ふ説もあれ  
ど決めがら  
し然るとこ  
の歌の志  
ハ山部氏  
の歌と推  
定て論へる  
ハいふふ  
一山部氏の  
と定めむ  
ハその證

萬生モロヒト爲除病存身要藥也天皇等於湯幸行降坐五度也  
以大帶日子天皇與大后八坂入姬命二軀フタハヒラ爲一度也以  
帶中日子天皇與大后息長帶姬命二軀慈通爲一度也以上  
宮聖德皇子爲一度及侍高麗惠總僧葛城臣等也于時  
立湯岡側碑文記云法興六年十月歲在丙辰我法王大  
王與惠總法師及葛城臣逍遙アソビテ夷與村正觀神井歎世妙  
驗欲叙意聊作碑文一首云々以岡本天皇并皇后二軀  
爲一度以後岡本天皇近江大津宮御宇天皇淨御原宮  
御宇天皇三軀爲一度此謂幸行五度也今温泉とあり  
足形イタヒの石と云あり此ハ踐健跡處今在湯中石上也と  
あれバなりされど其石古のならむことハあるつ



るべきふた  
もなきハ見  
誤りて赤人  
の歌とおも  
へるふやと  
か

な一〇法興の  
年號の事余の  
南京遺響ふ委  
辨へおけり

皇神祖之神乃御言乃敷座國  
之盡湯者霜左波爾雖在島山  
之宜國跡極此疑伊豫能高嶺  
乃射狹庭乃崗爾立之而歌思

辭思爲師三湯之上乃樹村乎  
見者臣木毛生繼爾家里鳴鳥  
之音毛不更遐代爾神左備將  
往行幸處

皇神祖之ハス。メロキノと訓べ。畧解ふ。カミ。ロキと  
既く委云里〇神乃御言乃ハ。御言ハ。借。神命之なり。遠



祖の天皇より御代御代の天皇の敷座よりなり。既く  
委云里○國之盡ハ諸國悉皆なり。五卷六。阿乎爾與  
斯久奴知許等其等六卷十八。小許伎多武流浦乃盡往  
隱島乃埼々隈毛不置とあり國といふ國小悉皆温泉  
小類ふべきものハ多くあれども中ふもまぐれてめ  
でつき温泉といふよりふつづく意なり○湯者霜ハ  
四言一句なり霜の辭ハ既く云里○左波爾雖在ハ多  
小雖有ドモアレあり本居氏佐波爾と云言の意ハ俗言小澤山  
ふと云ふ正しく當れり故思ふ小萬葉小やまさは人  
と云ことも見え又俗小物の甚多きを山ほととも山

山とも云又その澤山と云俗言なり。此彼を合せて思  
へバ多サハふと云も澤より出る言小やあらむといへ  
里六卷十六。小鰻珠左盤爾潛出又十七。塩燒等人曾左  
波爾有ハナル十四二十。小比登佐波爾麻奈登伊布兒我十七  
三十。小加波々之母佐波爾由氣等毛古事記神武天皇  
九。小比登佐波爾伊理表理登母景行天皇條歌小波  
條歌小比登佐波爾伊理表理登母景行天皇條歌小波  
祁流多知都豆良佐波麻岐など猶多し○島山ハ四國  
を總云里。和名抄小伊豫國新居郡島山  
葱名小て四國みな島國なれば島山とハ云るなり古  
事記云生伊豫之二名島此嶋者身一ニテ而有面四每面有



名云々○宜國跡ハ島山の形状の足具ツツいて宜き國と  
云なり跡ハどての意なり○極此疑疑字拾穂本古寫一本等不疑と作  
なり誤ハ伊豫の高嶺不係る詞なり極此ハ假字疑々  
なり疑ハこゝハ借字例の疑の可聞ハ非ぞ歎息さ  
まて歌ひ絶て次へつゞくる料の辭なり下五十九波  
之吉可聞皇子之命乃とあると同格の辭なり十七  
一立山賦小許其志可毛伊波能可牟佐備とも見ゆ○  
伊豫乃高嶺ハ荒木田氏云今石鐵山といふと西村重  
波云々○射狹庭乃崗ハ神名帳小伊與國温泉郡伊佐  
爾波神社湯神社あり其處なり今伊佐庭といふ岡小

社ありて伊佐庭神湯月八幡神と申を相祭れりと  
云り湯月八幡ハ湯神社なるべし温泉の少一東方小あり名の由縁  
ハ伊豫風土記小立湯岡側碑文處謂伊社爾波者當土  
諸人等其碑文欲見而伊社那比來因謂伊社爾波也と  
見えとり○崗爾立之而拾穂本ハ崗字を岡ハ上官と作ま之字なし  
皇太子の岡小立給いてといふなり立之ハ立の伸里  
とるふて立給ふといふ意なる言なり○歌思辭思  
爲師ハウタオモヒコトオモハシト訓べし歌を思  
ひ免ぐら一賜ひ辭を思ひめぐら一賜ひといふ意  
なり思爲師ハ思師の伸里とる辭ふて思ひ賜ひと



いふ意ふなる言なり。さて歌をも辭をも。下の爲師ふて。つ小帶カサて。給ひいといふ意ふ。崇め云るなり。歌と辭を別て聞べの。こへ契沖が云る如く。風土記ふ云る。上宮皇太子の。湯の碑文と立賜ふとて。文章の様と。案ひめぐらし賜ふを。辭思といひ。歌をもよませ賜ひけむるれば。歌思といふ云るなり。發句より此までへ。上宮皇太子の。當昔の有様を云るなり。三湯之上乃へ。三は美稱。眞湯と云むがごとし。上へ其邊をいふ。此句より以下へ。自今ミまのあさり見さる様と云るなり。樹村乎見者へ。木群コムラを今見ればと云なり。今思ふモ森といふも。もと木群の切である

詞の。コムの切モなり。ラとりとは親通へり。鶯の來居て鳴べき森ふ早なれも。木群ふなれの意なり。字鏡ふ。柯コ己ミ牟ム良ラ和名抄ふ。纂要云。木枝相交下陰曰樾。和名古無良など見ゆ。伊佐庭岡の西麓ふ。今木下といふ處あり。臣木オモノキの下といふ意なるべし。○臣木へ。伊豫風土記ふ。以岡本。天皇并皇后二軀爲一度。于時於大殿戸有樾云。臣木於其上。集鷲云。此米鳥。天皇爲此鳥。繫穗稻通養賜也云々。一卷軍王見山作歌の後注の中。一書云。是時勅多掛。稻穗而。其時の臣木なり。臣木へ。品物解ふ委養之。乃作歌云々。其時オモノキの臣木なり。臣木へ。品物解ふ委云。里○生繼爾家里へ。十九處女墓歌ふ。黄楊小櫛生更生而。と云る如く。そのもとの木へ枯ても。又いこむえ



おどの、更ぬ生繼ふけりと云なり。○鳴鳥之音毛不更  
ハ、當昔の斑鳩イカルガと此米シメとへあけて云るふて、其鳥等の  
聲も昔ふかをらび鳴よシメなり。○神佐備將往ハ、今よ  
り往さき遠き末の代までもいふく神々しく神さび  
往むといふなり。神左備の事ハ、既く云里イナマシトコロ○行幸處ハ、  
風土記フツキ云る如く、五度の行幸處なり。今温泉の處イナマシトコロ  
御幸山といふあり、古のイナマシトコロ今ハその宮の跡ハ限らび  
温湯宮の趾なるべし。○歌意ハ、海内大八島  
ひろく行幸せし地と云るなり。○歌意ハ、海内大八島  
の内國といふ國悉皆ぬ温泉類ふべき湯ハ、多くあ  
れども、中ふも類ふくぞぐれてめでさき温湯の出る

うへ、島山の形状の具足ひて、宜しくおむのイナマシトコロき國と  
て、上宮皇太子の伊豫國におえしイナマシトコロまりて、その温泉の  
邊の射狹庭の崗イナマシトコロ立賜ひて、歌を思ひめぐらしイナマシトコロま  
ひ文章を思ひ免ぐらしイナマシトコロ賜ひしといふ當昔を慕ひて  
此ふ來て見れば、その温泉の邊イナマシトコロ群イナマシトコロさちさる木群の  
中ふいふしへ岡本、天皇の行幸て、御覽ミミナハせし時イナマシトコロ斑鳩  
と此米と來集しといふ臣、木もひこをえなどの更ふ  
生繼て、おむかの二鳥の聲も、當時ふかをらび來鳴て、  
いとむむのイナマシトコロのおもむゆるふ、今より行さきと不さ  
末の代までもいふく神々しく神さびゆくべき行幸



の趾處そ

となり

# 反歌

百式紀乃大宮人之飽田津爾。

船乗將爲年之不知久。

飽田津ハ、吾黨大久保秀浪さき小彼地小至里て、ところのさまきとよく見て、土人ふくをく尋ねし、温泉

郡一萬村の西、今道一里餘小、杉繩手とて、小山の間小

十町をかりの地あり、その廿町をあり西小去て、南方

小武田津、中間小秋田津、北方小成田津とて、古の三ツの

津の跡ありて、今ハ潮退て、田地とあれるを、古三津と

今ふ呼なせり、その十四五町西小去て、新三津と呼あ

り、これ今の舟津なり、古の飽田津ハ、この古三津の地

なり、と云傳よりと云里〇船乗將爲、今ハ類聚抄拾穂

本異本ハ、フナノリシケムと訓べし、呼兒乃浦爾船乗

等小從ハ、フナノリシケムと訓べし、呼兒乃浦爾船乗

爲良武七、卷十五丁、小何處可舟乗爲、家幸十七八丁、小

多奈波多之船乗須良之、あどあるハ、フナノラ、スラ、ム



ふ、發田津爾船武登七、卷四十丁ふ、船乘爾、乘西、意などありて、フナノリてふ、熱語のあれバ、なふこ、然訓べ、さて船乗ハ、多く發船する事、いへバ、こゝも飽田津より、發船せし時をいへるなり、○年之不知久ハ、甚舊きるとなれば、年歴の數の、知れぬ事となり、○歌意ハ、古、天皇等の、行幸し時、從駕の大官人の、飽田津より、發船し、けむ、その年歴の數の、かぞへあられど、いと舊き代々を、  
經ぬる事となり

ノボリテカミ、ヲカニ、ヤマ、ミノ、スク、子、アカ、ヒトガ、ヨメル、ウタ  
登神岳山部宿禰赤人作歌

一首并短歌

登神岳云々、按、此、卷の前後の例、ふよる、山部云々の六字、登の上、ふあるべし、神岳ハ、既く出つ

三諸乃神名備山爾五百枝刺

繁生有都賀乃樹乃彌繼嗣爾

玉葛絶事無在管裳不止將通



明日アス香能カノ舊京師者フルキミヤコハ山高ヤマダカ三河ミカハ  
 登保志トホシ呂之ロシ春日者ハルノヒハ山四見ヤマシ容ミガホ  
 之シ秋夜者アキノヨハ河四清之カハシサヤケシ旦雲アサクモ二多ニタ  
 頭羽亂ヅハミダレユフギリニ夕霧丹カハヅ河津者ハサワクミルゴトニ驟每見サワクミルゴトニ  
 哭耳所泣子ノミシナカユイニシヘオモヘバ古思者。

神名備山カミナビヤマハ即神岳イハチカミツツなり○繁生有シラニオヒタルハ六卷シラニオヒタル十小水枝指シラニオヒタル  
 四時爾生有シラニオヒタル刀我乃樹能彌繼カノキノイヤツギ嗣爾ニ四卷シラニオヒタル十六小四時シラニオヒタル二  
 生有オヒタル催馬樂オヒタル小美乃也ミノヤマニシ萬爾之々マンニシ爾於比ニオヒ太留タル太萬加タマカ之  
 波ハなどおまゝ發句ハツクより此までハ目小ふる所メコふるの物をと  
 もて都賀乃樹ツガノキといひおこさむツガノキよめの序ツガノキとせるなり  
 ○都賀乃樹乃ハ枕詞ツガノキなり既く一卷小出つツガノキ○玉葛タマカヅラこ  
 れも枕詞ツガノキなり六卷シラニオヒタル十三小玉葛絶事無タマカヅラ萬代爾マンダイニ如是カク  
 霜願跡シモガモトとあり此ハ葛ハ長ナガく蔓ヒひるヒごりて絶ツなき  
 ものなればかくハつゞけツるなり○在管裳アリツモハ在々アリク  
 乍ツもの意イなり在の事アリハ既く云ツ里リ○不止將通ツハヤマ



ズカヨハムと訓べし。畧解などみ。ツ子ニカヨ。既く云  
フルキミヤコ  
 里○舊京師ハ明日香淨御原宮を云るなり。淨御原宮  
 ハ神岳小述きあさりなり。今ハ奈良へ都を遷されし  
 なれば舊京師とふれるなり。○山高三ハ山高りとい  
 えむが如し。常ハ山の高さハと意 既く例を引て首卷  
 小委辨里○河登保志呂之ハ河の清淨なるを云。本居  
 氏とはあろハ。さやのなるといふ物語書小御火志る  
 くあけ續世繼ふその大納言の御車のもむこそ。さら  
 らのふとるあろく侍りけむとありと云里。荒木田氏  
 とはハ達トホルの意なり。白きハあざやのあると云ハ。さや

けしと云ふ同トといへり。十七四十小も山高美河登  
 保之呂思と見ゆ。長明無名抄俊惠定歌赫変を云る處  
みまがさうるをくきよげあいに  
くごしてあけさあくとるきなり云々これハを  
ドめの歌のやうふかざりなくとるあろくなどハあ  
らねどのうふもをやあなり云々をト勉の歌ハを  
のさきよげみとるしけれバ云々など見えさり  
 山四見容之ハ四ハその一をわなると思をせさる助  
ミカホシ  
字 見之欲ガホシなり。後小見まろしといふ小同  
 ト。花などのさける山のけしきのおもるくして常小  
 見まろし思ふよくなり。此下小儕立乃見泉石山跡。  
 六卷四十小山見者山裳見貌石十一十四小見我欲君  
 我十七四十小夜麻可良夜見我保之加良武十八二十



小奈保之見我保之又伊夜見我保之久十九十六小見  
 我保之御面古事記仁德天皇太后御歌小和賀美賀本  
 斯久邇波顯宗天皇紀歌小野麻登陞備滿我保指母能  
 波カハシなどあり○河四清之ハハ上レの如く河瀬の清く  
 て月のりつれるけしきなど見る小あわれぬよーあ  
 り春秋小つけて見處あるををめとるなり○多頭羽  
 亂ハ鶴者亂なり亂ハ騷サワといふ小全同トニ卷小小竹  
 葉者三山毛清爾亂友とあるもさわくことなり○河  
 津者驟ハ蝦者磬なり驟ハ聲のさわくとさこあーく  
 鳴ことなり字鏡小磬衆口也佐和久と見ゆ春の朝雲

居小鶴の飛翔里秋の夕川瀬小蝦の鳴をどく形を云  
 て春秋朝夕の景色を云わらをせり○哭耳所泣ハ音  
 小のこ泣るゝといふ意なり十五三十一小欲流波須我  
 良爾彌能未之奈加由と見ゆ共小之ハシその一をぢあ  
 ると思をせざる助辭なり○古思者ハ古昔を懐ふの  
 故小の意なり淨御原宮の全盛なり當昔をおもふ  
 の故小音小のみ泣るゝといふ意なり九卷處女墓長  
 歌小見者悲裳古思者ミレハ卷ハ古念爾ナ乃野爾ニ○歌意ハ淨  
 御原宮の舊都ハ神岳の山高く明日香河の河瀬さや  
 のみして春日ハ花をめで秋夜ハ月をおもゆるみあ



どして見る小あくななく志ののみふあらび春の朝  
ハ雲居小鶴の飛翔里秋の夕ハ川瀬小蝦の鳴きごとく  
風景など春秋朝暮小随てつねふかふいて見まくの  
りきととるなればそこを慕ひて見小来しを其地  
のけしきのいと物あをれなる小つけても中々小  
見聞もの毎小なぐさむ心はなくして浄御原宮の全  
盛なりし當昔の事のいとへ小慕  
をれて音小のこ泣るゝとなり

反歌

明日香河川余藤不去立霧乃

念應過孤悲爾不有國

立霧乃といふ迤ハ過を云む料の序なり○念應過ハ  
念を遣失ふべきとなり○孤悲爾不有國ハ戀ふてあ  
らぬことなるものをといふなり孤悲ハ古を慕ひ念  
ふ情の戀なり○歌意ハ大のこ小古を慕ふてゝるな  
らバ見もの聞ものふつけて物念を遣失ひてなぐさ  
むべきを志の物おもひをや里失ふべきことりの



戀ふてハ。あらぬことなるも  
のをいふふしてまゝとなす

門部王在難波見漁火燭光

作歌一首

門部王ハ上小出つ。類聚抄小一首の下。後賜姓  
大原真人氏の八字あり。古寫一本ハは。姓字无  
氏の下小也字あり

見渡者明石之浦爾燒火乃保

爾曾出流妹爾戀久

燒火乃ハトモスヒノと訓べし。十五丁一十八丁小等  
毛之脩字鏡小炬昔止毛志火とあり。さて此句までハ  
保をいむむさめ小目小觸る所の物をもて。序と一給  
へるなり。○保爾曾出流ハ裏へる思の堪のねて。それ  
と表れ出ぬるといふあり。凡て保ハ秀小て。いちり  
くあらをるゝをいふ。水草の穂も。それなり。○妹爾戀  
久ハ。妹を戀しく思ふ事。のといふ意なり。○歌意ハ。人  
目をつゝむ小堪のねて。妹を戀しく念ふ心の。それと



人の知までふそ。色ふ

あられをれけるとなり

或娘子等。以褰乾鰓。贈通觀

僧。戲請咒願之時。通觀作歌

# 一首

娘字古寫一本。妹と作るハ誤なり。○通觀ハ傳知。○  
咒字拾穗本小哭と作るハ誤あり。○此題詞舊本ふハ

或娘子等。賜褰乾鰓。戲請通觀僧之咒願時云々とあり。  
今ハ目錄小從つ。意ハ。或若き娘子どもの乾鰓を褰て。  
通觀僧小贈。咒願のカ。ふて。是をいの。里生一  
給へといひて。僧の戒を破らむとの戲なり

海若之。奧爾持行而。雖放字禮

牟曾此之。將死還生。

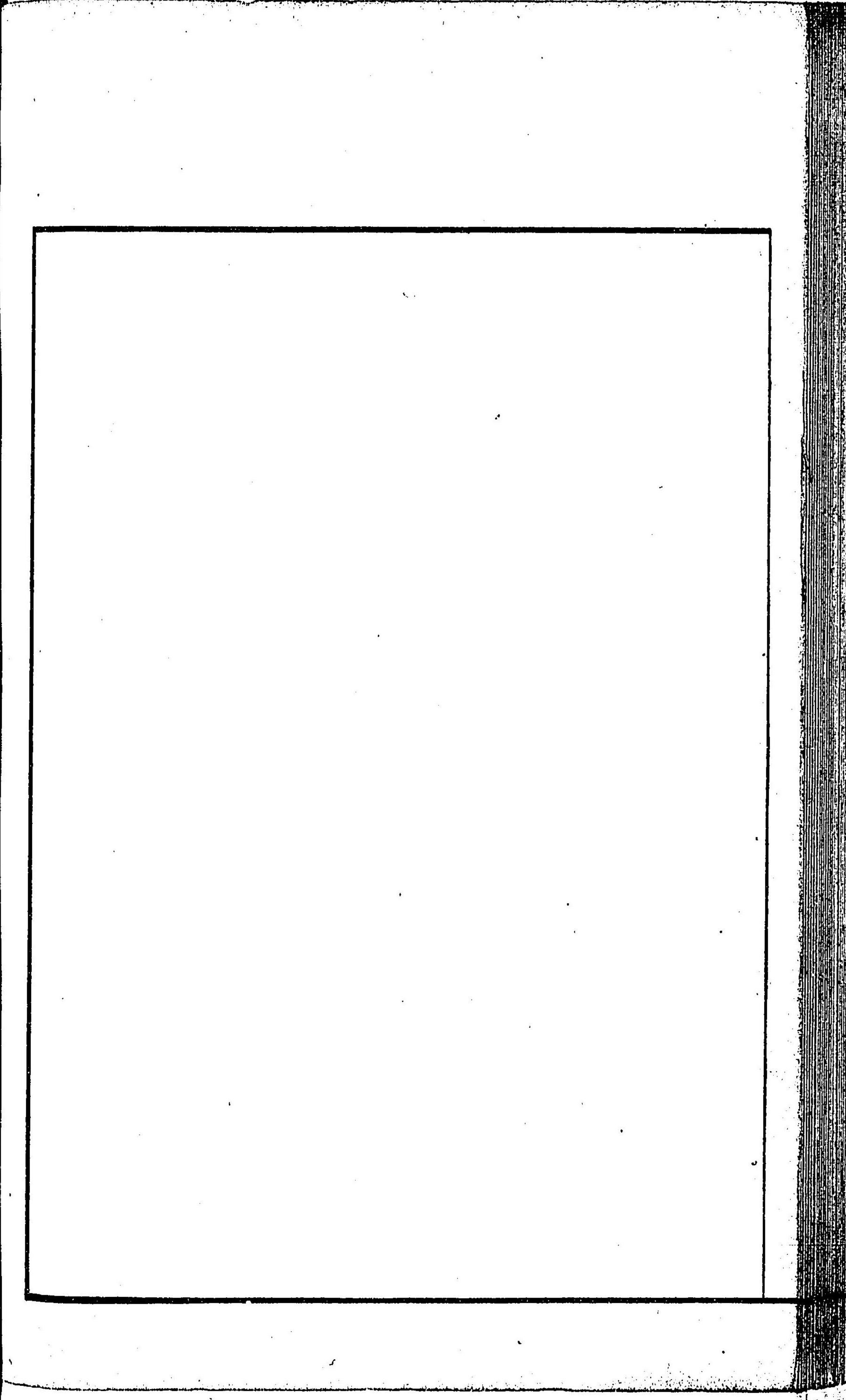
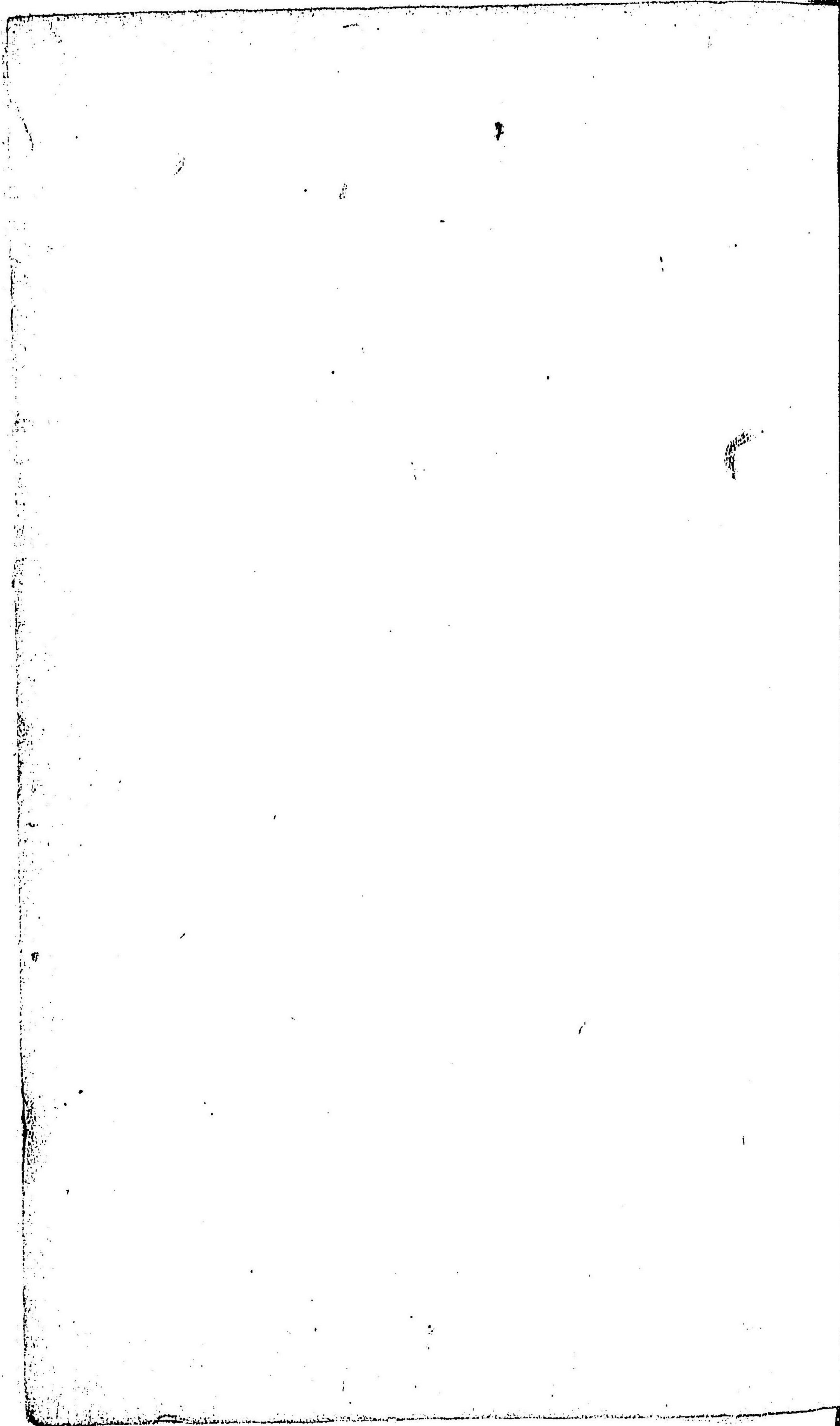
海若之ハ。海之といふの如し。和多都美とは。海神と申  
を稱なる由ハ。既く云。こハ。ハ。轉里て。多ハ。海と



いへるなり。海若の字ハ、楚辭小使湘靈鼓瑟兮。令海若  
舞馮夷。注小海若海神名也。と見ゆ。○宇禮牟曾ハ、本居  
氏云。十一小平山の子松の末の有廉叙波あが思妹小  
あえげやみな免と云る有廉叙小同ドク。いゝむぞの  
意なり。○將死還生ハ、ヨ。こ。ガ。へ。リ。ナムと訓べし。と本  
居氏云。ヨ。こ。ガ。へ。ルハ、黄泉還ふて、死者の生還るを  
いふ詞なり。字鏡小。鯨鮓。甦。字同。更生也。與彌還ヨ。カ。ルとあり  
○歌意ハ、るとい海小持行て放つとも、いのでの。これ  
が生のへるべき。この呪願の及ぶべき所小あらびと  
女の戯小と。とあえげいへるふて。色々ありのこま

ふとも。出離の心と。ふと。びおひ  
あ。と。と。といふ意と。含め。る。なり







16  
128  
96



